

鎌倉市本庁舎等整備基本構想 (素案)

平成 31 年（2019 年）4 月

鎌 倉 市

■鎌倉市本庁舎等整備基本構想（素案） 目次

第1章 本庁舎の整備の必要性和これまでの経緯

1-1 本庁舎の整備の必要性和基本構想策定の目的	1-1
1-2 これまでの検討経緯	1-2
1-3 本庁舎等整備基本構想策定の検討体制	1-6

第2章 災害リスクの再検証と本庁舎等整備

2-1 災害リスクの再検証の背景	2-1
2-2 現在地と深沢地域整備事業用地（行政施設用地）で想定される自然災害	2-3
2-3 防災面から見た本庁舎等整備の考え方	2-15

第3章 本庁舎のあるべき姿（基本理念）

3-1 本庁舎等整備の位置と深沢地域拠点整備の概要	3-1
3-2 新たな本庁舎のあるべき姿	3-3
3-3 本庁舎に導入する機能	3-9

第4章 新たな本庁舎の規模やコスト

4-1 本庁舎の規模	4-1
4-2 建設費と財源の想定	4-3

第5章 本庁舎等整備とまちづくり

5-1 まちづくり・公共施設再編における三つの拠点の役割	5-1
5-2 本庁舎等整備とまちづくり	5-5
5-3 広域交通ネットワークの形成と本庁舎へのアクセス	5-11

第6章 今後の進め方

6-1 市民との対話や意向の把握	6-1
6-2 整備の検討の進め方	6-2

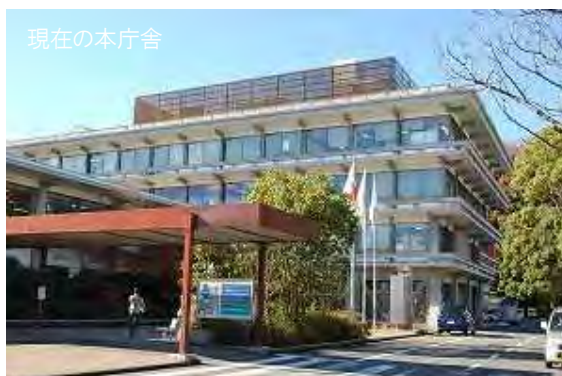
■参考資料 目次

1. 本庁舎の整備の必要性とこれまでの経緯について	
1-1 上位関連計画での位置付け	参 1-1
2. 災害リスクの再検証と本庁舎等整備 について	
2-1 地震及び洪水の被害の想定	参 2-1
3. 本庁舎のあるべき姿（基本理念）について	
3-1 本庁舎の防災拠点としての機能確保の方策	参 3-1
3-2 コンパクトで効率的な本庁舎整備の考え方の例	参 3-11
3-3 市民に寄り添った対応ができる本庁舎整備の 考え方の例	参 3-12
3-4 誰もが利用しやすい本庁舎整備の考え方の例	参 3-13
3-5 市政 e-モニターアンケート結果	参 3-14
4. 新たな本庁舎の規模やコストについて	
4-1 本庁舎の規模	参 4-1
4-2 建設費	参 4-11
5. 本庁舎等整備とまちづくりについて	
5-1 深沢地域整備事業用地でのシビックエリア形成や 事業実現への効果	参 5-1
5-2 深沢地域整備事業用地（行政施設用地）における 本庁舎移転による周辺交通への影響	参 5-2
6. 今後の進め方について	
6-1 整備手法の比較	参 6-1

第1章 本庁舎の整備の必要性和これまでの経緯

1-1 本庁舎の整備の必要性和基本構想策定の目的

昭和37年（1962年）に現在の鎌倉生涯学習センターの位置にあった本庁舎が火災で全焼したため、昭和44年（1969年）に新たに現在の場所（以下「現在地」という。）に移転整備したものが現在の本庁舎です。



この本庁舎は、平成23年（2011年）の東日本大震災を受け、神奈川県が見直しを行った津波浸水想定範囲内に敷地の一部が含まれていることや、整備から約50年が経過し建物や設備の老朽化への対応が大きな課題となっていること、行政需要の増大に伴う職員数の増加等から本庁舎だけでは執務スペースが狭小となり、分庁舎の建設や一部執務室の敷地外への移転など業務の非効率化がみられるとともに市民の利用にも支障をきたしていること、平成17年（2005年）までに実施した耐震改修工事により、 I_s 値^{※1}0.6の耐震性能を確保し震度6クラスの地震に際して建物が倒壊又は崩壊する危険性は低く、人命の安全確保は図られるものの業務継続に求められる通常の1.5倍の I_s 値0.9の耐震性能は有しておらず、大規模な地震が発生した場合の業務継続が困難であることなどの課題を抱えています。この課題解決を図るとともに、社会情勢の変化に対応した新たな本庁舎を構えるため、これまでの検討を踏まえて、深沢地域整備事業用地（行政施設用地）への移転整備を進めています。

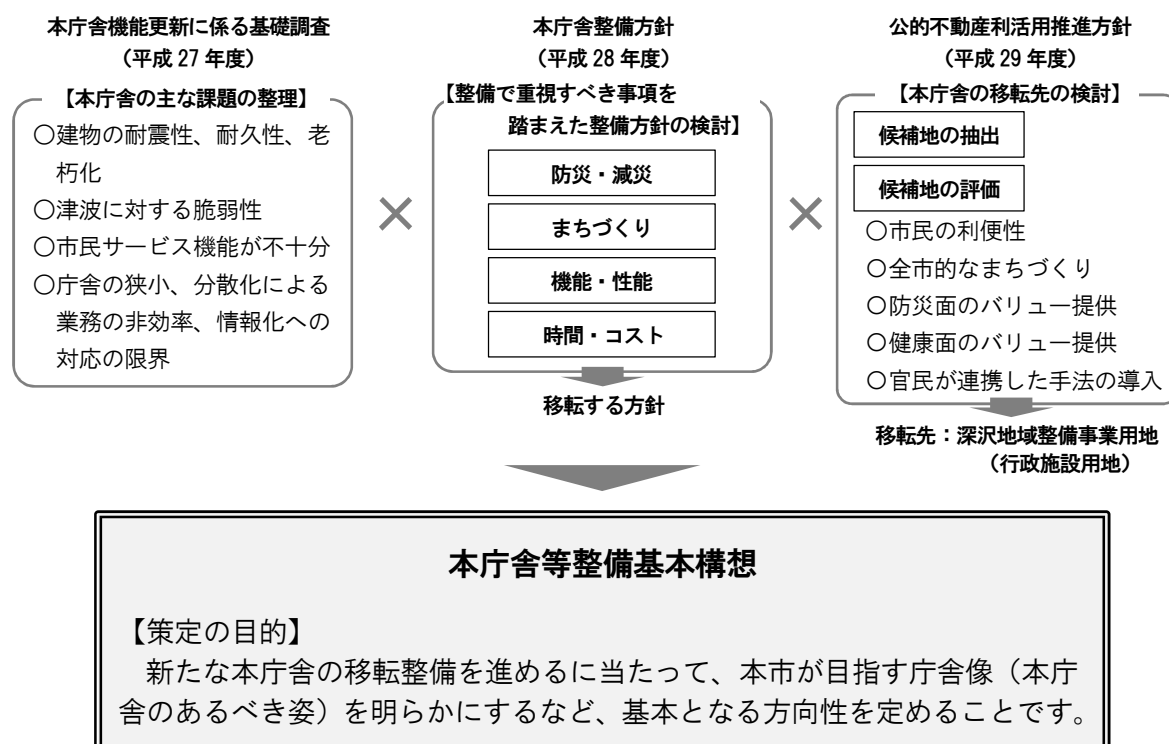


図 本庁舎の整備の考え方

※1 I_s 値：構造耐震指標 (Seismic Index of Structure) のこと。地震力に対する建物の強度、靱性 (変形能力、粘り強さ) を考慮し、建築物の階ごとに算出する値。 I_s 値が大きいほど耐震性が高くなります。

1-2 これまでの検討経緯

本市では、「鎌倉市公共施設再編計画（平成27年（2015年）3月策定。以下「再編計画」という。）」に基づき、平成29年（2017年）3月に「鎌倉市本庁舎整備方針（以下「整備方針」という。）」を策定し、本庁舎は「移転して整備する」との方針を定めました。平成30年（2018年）3月には「鎌倉市公的不動産利活用推進方針（以下「利活用方針」という。）」を策定し、第3次鎌倉市総合計画（平成26年（2014年）4月策定）や鎌倉市都市マスタープラン（平成27年（2015年）9月策定）などの本市のまちづくりの基本的な考え方を踏まえ、これらを実現する推進力として公的不動産の利活用を図ることを念頭に置き、全市的な視点から適地（移転先）を検討しました。その結果、深沢地域に本庁舎を整備し、鎌倉駅周辺拠点や大船駅周辺拠点それぞれの資源や魅力、都市機能に更に磨きをかけることで、鎌倉市全体の都市機能の強化やまちの魅力の向上につながることを期待できることから、本庁舎の移転先を深沢地域整備事業用地（行政施設用地）に定めました。

再編計画策定（平成27年3月）

本庁舎について、「現在地建替え」、「現在地長寿命化」、「その他の用地への移転」方策などについて検討し、平成28年度までに整備方針を決定するとの方針を示しました。

市民ワークショップ
シンポジウム
パブリックコメント（2回）

本庁舎機能更新に係る基礎調査実施（平成28年3月）

本庁舎の現状・課題、求められる機能・性能、規模、検討で配慮すべき条件等の整理を行いました。

各種アンケート調査

整備方針策定（平成29年3月）

『本庁舎整備方針策定委員会』は、本庁舎に必要な述べ床面積25,000㎡～30,000㎡の整備パターン（現在地建替え・現在地長寿命化・移転）を、「防災・減災」、「機能・性能」、「まちづくり」、「時間・コスト」から、現在地では、地震や津波の被害による本庁舎の機能停止となるおそれがあり、災害時の対応力・受援力の発揮など災害応急対策活動には適さない。風致地区や周知の埋蔵文化財包蔵地であることから高層化ができず、本庁舎に必要な床面積が確保できない。仮庁舎への引っ越し費用等が必要となり、移転に比べ多額の費用がかかるなどから、現在地には市民サービス機能を残す考えを含め「移転して整備する」という方針を本市に提言しました。これを踏まえ、本市は平成29年3月に「本庁舎は移転して整備する」との整備方針を策定しました。

本庁舎整備方針策定委員会（学識経験者、公共的団体の推薦者）市民対話、協働・拡張ワークショップ

整備方針の策定のため、学識経験者と公共的団体の推薦者で構成する『本庁舎整備方針策定委員会』を設置し、公開の場で検討を重ねました。また、無作為抽出による市民や市内の生徒・学生の参加による『市民対話』を約半年にわたって行うとともに、広く市民に参加を呼び掛けた『市民対話（協働・拡張ワークショップ）』を開催するなど、市民の意見聴取に努めました。

『市民対話』では、「市民が集える機能がほしい」、「災害に強い場所に建てるべき」、「皆がそこで働きたいと思う魅力的な職場であってほしい」などの意見がありました。



市民対話（協働・拡張ワークショップの様子）

「市民の想い」パブリックコメント

「移転」と示した整備方針（素案）についての検討内容を広報かまくら（2月1号1・2面）にてお知らせし、パブリックコメントを実施するとともに、約半年にわたり、市民の皆さんと本庁舎について重ねた対話の内容をまとめた冊子「市民の想い」を作成しました。



利活用方針（平成 30 年 3 月）

人口減少、少子高齢化が進行する中、「鎌倉まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成 28 年 3 月）」に掲げる「働くまち鎌倉」「住みたい・住み続けたいまち鎌倉」としての魅力の確立と、持続可能な都市経営を目指すため、『公的不動産利活用推進委員会』は、まちづくりの面から公的不動産の効果的な利活用の推進について検討し、本庁舎の移転先を含めて、利活用の推進に関する方針を本市に答申しました。これを踏まえ、本市は平成 30 年 3 月に利活用方針を策定しました。

本庁舎の移転先の検討に当たっては、①敷地は原則として市有地であること。②必要となる床面積 25,000 m²～30,000 m²の本庁舎が整備できる土地の面積を有すること。③整備方針の基本的な考え方にそぐうことという考え方にに基づき、梶原四丁目用地（野村総合研究所跡地）及び深沢地域整備事業用地内の行政施設用地を候補地とし、市民の利便性及び全市的なまちづくりの視点から評価を行いました。

まず、市民の利便性の視点では、市域全体に対し効率的にバランスのよい行政サービスの提供が可能であるかの検討を行い、深沢地域は人口重心が位置するなど、より多くの市民にサービスを提供することに適した場所であること、次に、全市的なまちづくりの視点では、都市機能が集積する場所での行政サービスの提供が重要であり、まちの暮らしやすさの向上、行政サービスに係るコストの削減を図ることができ、本庁舎機能を整備することで、周辺に一定の機能が集積することや賑わいの創出などを想定すると、今後、新たなまちづくりを進める深沢地域整備事業用地内の行政施設用地の優位性が高いことから、移転先として決定しました。

全市的なまちづくりの基本的な考え方の検討

鎌倉市都市マスタープランの拠点とゾーンの整備方針で鎌倉駅・大船駅・深沢地域国鉄跡地周辺が都市機能の集積と市民生活の向上を図る拠点として位置付けられており、今後のまちづくりを進める上で、それぞれの地域特性を生かしながら、都市機能の集積と市民生活の向上を図る拠点として充実・発展し、相互に作用することで地域に新たな価値を創造することが、鎌倉市全体の活力や魅力の向上につながります。公的不動産の利活用にあたっては、今後のまちづくりにインパクトを与えるとともに、地域に新たな価値を創造することで、次代に引き継ぐ鎌倉のまちづくりを実現する引き金となることを目指す全市的な方向性を定めました。



図 拠点整備の視点

公的不動産利活用推進委員会（学識経験者、公共的団体の推薦者）かまくらまちづくり市民対話、シンポジウム

公的不動産の利活用の方針を策定するため、学識経験や知識経験を有する者と公共的団体の推薦者で構成する『公的不動産利活用推進委員会』を設置し、各施設の現状と課題の整理、利活用に向けた全市的なまちづくりの考え方、利活用の方向性や効果等について検討を重ねました。

また、取組に関する周知・理解を進めるため、継続的に『市民対話』を実施し、取組内容に関連する外部講師の講演とセットで対話を行うことにより、本市のまちづくりについての市民の意見聴取に努めました。第1、2回は講演後にグループ形式で対話を行い、第3回はシンポジウム形式で講演やパネルディスカッションを行いました。『市民対話』（シンポジウム含む）では、「公的不動産の利活用検討の取組について、もっと周知に取り組んでほしい」、「新しい本庁舎は市民交流として知識の共有や市民が活動できる場、防災対策の促進の場としてほしい」などの意見がありました。



まちづくり市民シンポジウムの様子（第3回市民対話）

「中間取りまとめ」「出前講座」パブリックコメント

『公的不動産利活用推進委員会』での検討経過を広く分かりやすく市民に知っていただくために『中間取りまとめ』を作成・公表し、周知に努めるとともに、再編計画全般や本庁舎整備等も含めた取組についての更なる周知・理解を進めるため、自治町内会の集いの場等で職員が説明し、意見交換等を行う『出前講座』（計 42 回、延べ 818 名（平成 29 年 10 月～平成 30 年 3 月））を重ねました。また、利活用方針（案）に対するパブリックコメントを実施しました。



『中間取りまとめ』での公的不動産の利活用イメージ

主要な公的不動産の利活用の基本方針の検討

将来都市像やまちづくりに効果・インパクトが期待できる主要な五つの公的不動産を中心に、本庁舎の移転先、移転後の現在地について利活用の基本方針を示しました。

【深沢地域整備事業用地（行政施設用地）利活用の基本方針】

- 本庁舎の移転先とし、消防本部や総合体育館と一体となったシビックエリア^{※2}の形成

本庁舎・消防本部・総合体育館を一体的に整備することでシビックエリアを形成し、新しい拠点の機能強化・賑わいの創出とともに、市民に「医療」「健康」などの新たな価値を提供

※2 シビックエリアとは…ここでは、市役所や消防本部、総合体育館などの公共施設が集積する区域のこと



深沢地域整備事業用地（行政施設用地）の利活用後のイメージ
（具体的な整備計画を表したものではありません。）

【鎌倉市役所（現在地）利活用の基本方針】

- 市民サービスの提供^{※3}・公共施設再編と民間機能の導入による賑わいや憩いの創出

鎌倉駅直近において様々な魅力を発信することで鎌倉のブランド力向上・新たなライフスタイルの提案・「住みたいまち鎌倉」の実現を目指す。

※3 市民サービスや相談のための窓口を残す（主に現在の本庁舎の1階にある機能）とともに公共施設の再編と相まって、生涯学習、芸術文化、市民活動、多世代交流などの拠点化を目指します。



鎌倉市役所（現在地）の利活用後のイメージ
（具体的な整備計画を表したものではありません。）

本庁舎等整備基本構想策定（予定）

表 本庁舎の整備に関する主な取組（平成 31 年 4 月 1 日時点）

実施日	開催事項等
平成 27 年 3 月	・再編計画策定
平成 27 年 6 月～ 平成 28 年 3 月	・本庁舎機能更新に係る基礎調査 (～本庁舎整備方針策定に向けて～)
2 月～4 月	・各種アンケート調査実施
平成 28 年度	・市民対話（第 1 回～第 5 回）開催（延べ 81 名） ・第 1 回～第 5 回 本庁舎整備方針策定委員会開催 ・広報かまくら（2 月 1 日号 1 面等）、てのりかまくら（2 回）、公共施設再編計画 NEWS（4 回発行）、ふれあい地域懇談会（8 か所・延べ 188 名）等にて取組周知 ・パブリックコメントの実施（広報かまくら、「市民の想い」冊子作成等で周知、51 通） ・整備方針策定
平成 29 年度	・市民対話（第 1 回～第 3 回）開催（延べ 127 名） ・第 1 回～第 6 回 公的不動産利活用推進委員会開催 ・広報かまくら（5 月 1 日号、10 月 15 日号等）、てのりかまくら（1 回）、公共施設再編計画 NEWS（5 回発行）、ふれあい地域懇談会（8 か所・延べ 172 名）、ふらっとミーティング（5 か所・延べ 46 名）等にて取組周知 ・検討状況を中間取りまとめとして作成・公表 ・出前講座（10 月以降 42 回、延べ 818 名）を実施 ・パブリックコメントの実施（広報かまくら、シンポジウム等で周知、106 通） ・利活用方針策定
平成 30 年度	・広報かまくら（5 月 1 日号 1 面や連載記事等）、公共施設再編計画 NEWS（3 回発行、うち 2 回は自治町内会に回覧依頼）、ふれあい地域懇談会（8 か所、延べ 180 名）等にて取組周知 ・出前講座（7 回、209 名）、市長出前講座（4 回、66 名）を実施
5 月 19 日	・市民対話 ^{※4} （第 1 回）開催（22 名）
8 月 2 日	・第 1 回 本庁舎等整備委員会開催
8 月 4 日	・市民対話（第 2 回）開催（16 名）
8 月 6 日～20 日	・市政 e-モニターアンケート
9 月 8 日	・市民対話（第 3 回）開催（12 名）
9 月 12 日	・第 2 回 本庁舎等整備委員会開催
10 月 8 日	・市民対話（第 4 回）拡張ワークショップ開催 (第 1 部 25 名、第 2 部 19 名（共に対話不参加を含まず))
10 月 24 日	・第 3 回 本庁舎等整備委員会開催
11 月 3 日	・市民対話（第 5 回）開催（13 名、第 1 回から第 5 回の全体で延べ 107 名）
11 月 16 日	・第 4 回 本庁舎等整備委員会開催
3 月 18 日	・第 5 回 本庁舎等整備委員会開催
平成 31 年度 4 月～5 月	・パブリックコメントの実施（広報かまくら（4 月 15 日号等）、公共施設再編計画 NEWS（全戸配布）等にて周知)
(予定)	・第 6 回 本庁舎等整備委員会開催

※4 本庁舎等整備市民対話のメンバーは、無作為抽出により案内状を送付した市民の中で参加を希望された市民を対象としています。また、第 4 回は拡張ワークショップとして、公募市民も交えて意見交換を行いました。

1-3 本庁舎等整備基本構想策定の検討体制

本庁舎等^{※5} 整備基本構想（以下「基本構想」という。）策定に当たっては、様々な意見を聴きながら進めていくことに重点をおき、市民による対話の場を設けるとともに、市政 e-モニター制度を利用したアンケートによる市民意向の把握を実施し、鎌倉市本庁舎等整備委員会（以下「整備委員会」という。）でも議論を重ねながら進めてきました。

※5 本庁舎等：基本構想の検討に当たって、一体的な整備を検討する消防本部を含めて基本となる方向性を示していくことになることから、本庁舎だけではなく複合的な施設としての表現として用いています。

1) 鎌倉市本庁舎等整備委員会

新たな本庁舎等の整備に向けた検討に当たり、学識経験者、知識経験者及び公共的団体が推薦する者により構成する整備委員会を設置し、基本構想の策定に向けた議論を行いました。

2) 市民対話と拡張ワークショップ

基本構想の策定に当たり市民の視点や感覚を取り入れ、課題を共有するとともに、市民が考える多様な意見の反映を目的として、市民対話を開催しました。また、全5回の市民対話のうち、第4回については、更に広く市民意見等を取り入れるため、拡張ワークショップとして開催しました。

【市民対話の参加者（延べ107名）】

- ・無作為抽出による市民2,000人の中から市民対話に参加することを希望された方（26名）
- ・平成28年（2016年）度を実施した「本庁舎整備方針市民対話」の参加者で、引き続き参加を希望された方（4名）

【上記のうち、市民対話（第4回）拡張ワークショップの参加者（延べ44名）】

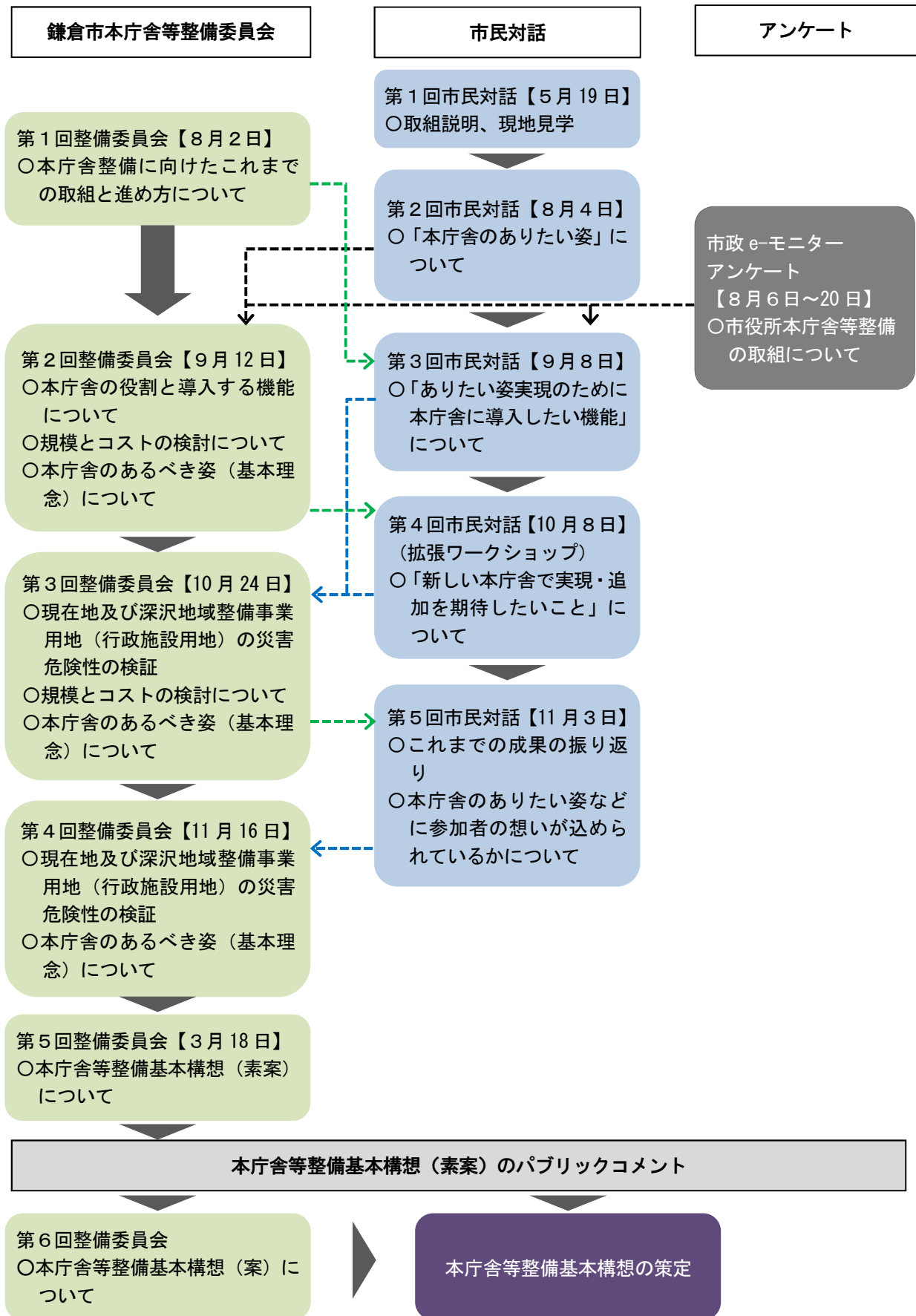
- ・上記の市民対話の参加者及び公募市民

3) 整備委員会と市民対話の連携方法

市民対話及び拡張ワークショップを通じて、市民の感覚や感性を丁寧に引き出すとともに、それを紡ぎ合わせて整備委員会に報告し、市民の意見等として基本構想に取り入れてきました。

市民対話と整備委員会間の情報共有を密にすることで、双方の活動が有機的に結びつきながら、この一連の過程を通じて、市民対話に参加する市民の方々が、本庁舎等の整備やまちづくりを自分ごととして感じていただけるよう取り組みながら、基本構想の策定に向けた議論を進めました。

基本構想の策定フロー



第2章 災害リスクの再検証と本庁舎等整備

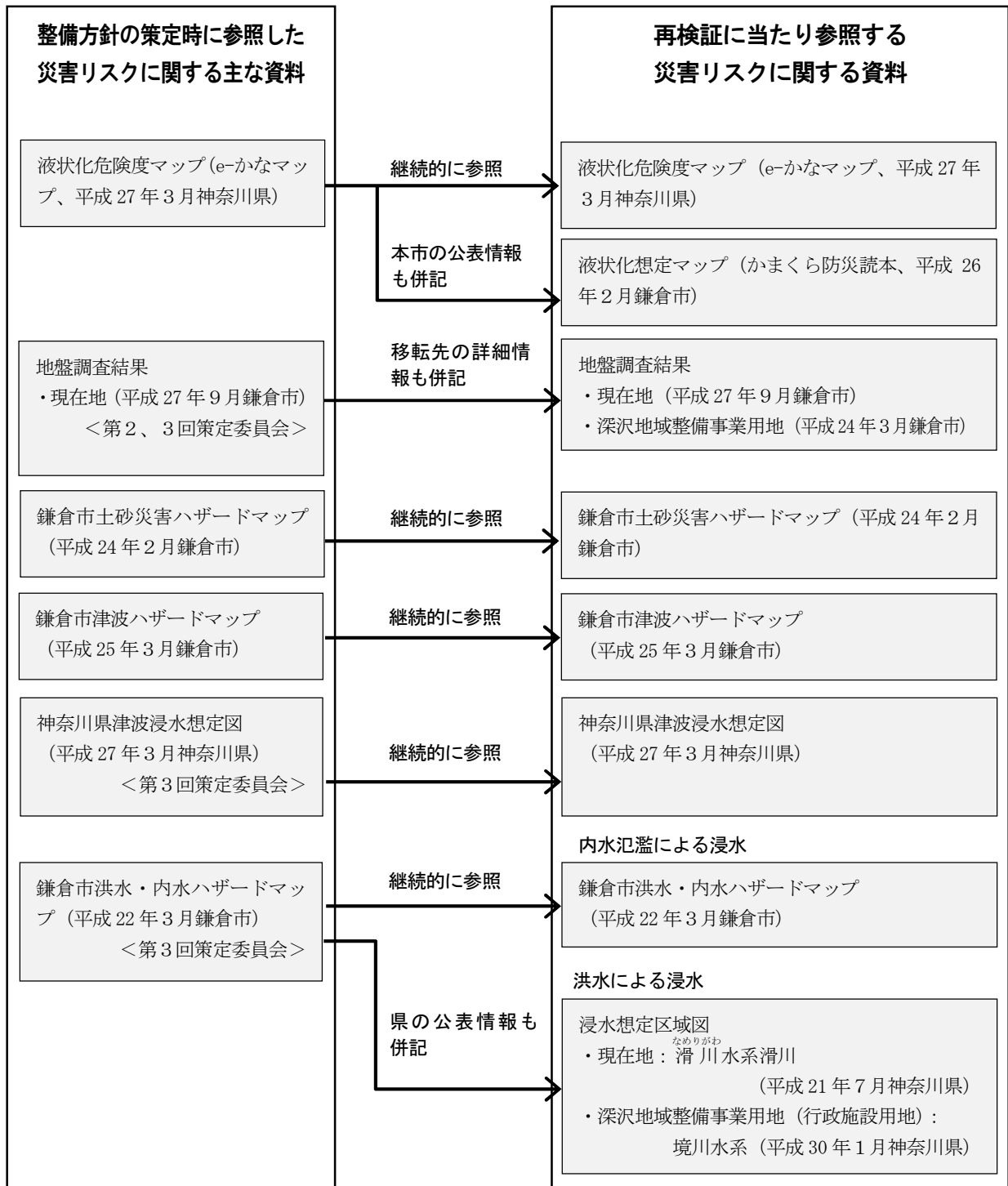
2-1 災害リスクの再検証の背景

現本庁舎については、平成28年(2016年)3月にまとめた「本庁舎機能更新に係る基礎調査(以下「基礎調査」という。)」で、老朽化の課題(建物の耐久性、建物の老朽化)、防災・構造面の課題(津波に対する脆弱性、耐震面の課題)、市庁舎機能としての課題(市民サービス機能が不十分、ユニバーサルデザイン・バリアフリー対応が不十分、不十分なセキュリティー対策、庁舎の狭小、分散による業務の非効率、情報化への対応の限界)を抽出するとともに、本庁舎に求められる機能と性能を示しました。この調査における津波に対する脆弱性については、平成25年(2013年)3月に改定した「鎌倉市ハザードマップ」で示した神奈川県が想定した明応型地震による浸水の深さ[本庁舎の敷地の大半が0.5m未満(一部0.5m以上~1.2m未満)]を前提としています。平成27年(2015年)3月に神奈川県が新たな津波浸水想定図を公表し、本庁舎の敷地は第3分庁舎付近で「0.01m以上0.3m未満」、「0.3m以上1.0m未満」及び「1.0m以上2.0m未満」の浸水想定が混在することとなりましたが、リスクマネジメントの考え方から、両方の想定を重ね合わせて浸水リスクの大きい「鎌倉市ハザードマップ」を採用した経過があります。

また、平成29年(2017年)3月に策定した整備方針における想定される整備候補地の評価では、深沢地域整備事業用地(行政施設用地)の洪水・内水の浸水予想を、かまくら防災読本の洪水・内水ハザードマップにより、行政用地は浸水想定のないこと(深沢地域整備事業用地全体では一部区域で柏尾川の氾濫による0.5m未満の浸水)を前提としています。その後実施した利活用方針の策定過程で、平成30年(2018年)1月に神奈川県が境川水系洪水浸水想定区域図(想定最大規模)を告示し、深沢地域整備事業用地(行政施設用地)の大半で0.5m未満や0.5m~3.0m未満の浸水が想定されましたが、深沢地域整備事業用地で予定している土地区画整理事業で行う造成に加え、建築時の外構工事(整地等)により浸水対策を講じることで安全性を確保することができることから、災害リスクとして明示しませんでした。

これらについて、市民への周知が不足している面もあったことから、整備委員会では、基本構想の策定に当たり、現在地と深沢地域整備事業用地について、液状化、土砂災害、津波・洪水・内水氾濫の浸水による災害リスクの再検証と防災対策の検討を、また、深沢地区まちづくり方針実現化検討委員会の防災部会では、洪水浸水、液状化など、土地区画整理事業区域に想定される災害因子の確認と、防災拠点となる本庁舎を含むまちづくりの考え方、必要となる機能の検討を改めて行うこととしました。

整備委員会での検討の前提条件として、津波による浸水は、「鎌倉市ハザードマップ(平成25年(2013年)3月改定)」及び津波浸水想定図(平成27年(2015年)3月神奈川県公表)の両者を活用するとともに、洪水による浸水は、境川水系洪水浸水想定区域図(平成30年(2018年)1月神奈川県告示)の想定最大規模としました。



※土砂災害については、鎌倉市土砂災害ハザードマップと e-かなマップ (土砂災害警戒区域マップ) で、現在地付近及び行政施設用地付近の区域の指定状況は同じです。しかしながら、神奈川県により土砂災害防止法に基づき、「土砂災害特別警戒区域」の指定 (急傾斜地の崩壊) に向けて、市内全域で基礎調査 (現地調査等) が進められているため、注視していきます。

※洪水浸水 (滑川水系滑川) については、神奈川県により平成 27 年の水防法改正に伴う洪水浸水想定区域図の見直しが進められているため、注視していきます。

2-2 現在地と深沢地域整備事業用地（行政施設用地）で想定される自然災害

現在地及び深沢地域整備事業用地（行政施設用地）で想定される自然災害を「①液状化」、「②土砂災害」、「③津波による浸水」、「④洪水による浸水」、「⑤内水氾濫による浸水」の五つの視点から示します^{※6}。なお、各視点の検証に用いた資料等は、下表のとおりです。

※6 高潮について：神奈川県では「相模灘沿岸では、沿岸市町と連携し、平成30年度から検討に着手、早期の検討結果公表、区域指定等を目指す」としていることから、本項目に含めていません。（参考：現在地は由比ヶ浜より約1km、深沢地域整備事業用地は七里ヶ浜より約3km直線距離で離れています。）

表 想定される自然災害の視点

視点	検証に用いた資料
①液状化	<ul style="list-style-type: none"> 液状化危険度マップ（出典：e-かなマップ（神奈川県地震被害想定調査報告書（平成27年3月神奈川県）（地震防災マップ）と同じもの）） 液状化想定マップ（出典：かまくら防災読本（平成26年2月鎌倉市発行）） 地盤調査結果（出典：鎌倉市役所本庁舎液状化発生有無調査業務委託報告書（平成27年9月鎌倉市）及び深沢地区事業化推進検討業務（その2）委託報告書（平成24年3月鎌倉市））
②土砂災害	<ul style="list-style-type: none"> 鎌倉市土砂災害ハザードマップ（平成24年2月鎌倉市）
③津波による浸水	<ul style="list-style-type: none"> 神奈川県津波浸水想定図（平成27年3月神奈川県） 鎌倉市津波ハザードマップ（平成25年3月鎌倉市）
④洪水による浸水	<p><現在地：対象河川：滑川水系滑川></p> <ul style="list-style-type: none"> 滑川水系滑川浸水想定区域図（平成21年7月24日神奈川県告示第351号、見直し前^{※7}） <p><深沢地域整備事業用地（行政施設用地）：対象河川：境川水系柏尾川（特定都市河川^{※8}、流域は特定都市河川流域^{※8}）></p> <ul style="list-style-type: none"> 境川水系洪水浸水想定区域図（想定最大規模）（平成30年1月26日神奈川県告示第44号、見直し済み^{※7}）
⑤内水氾濫による浸水	<ul style="list-style-type: none"> 鎌倉市洪水・内水ハザードマップ（平成22年3月鎌倉市）

※7 神奈川県洪水浸水想定区域図の見直し：平成27年の水防法改正に伴い、神奈川県が実施する洪水浸水想定区域図の見直しの状況。

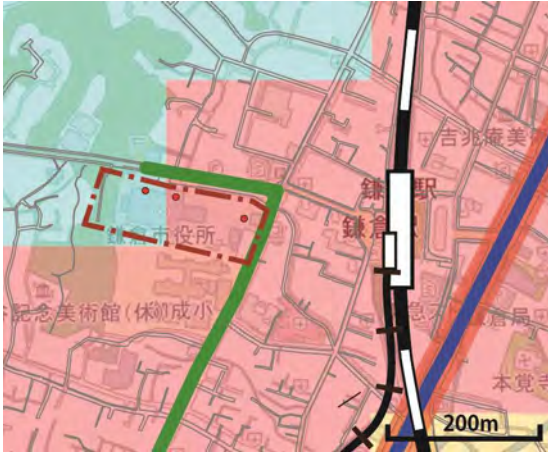
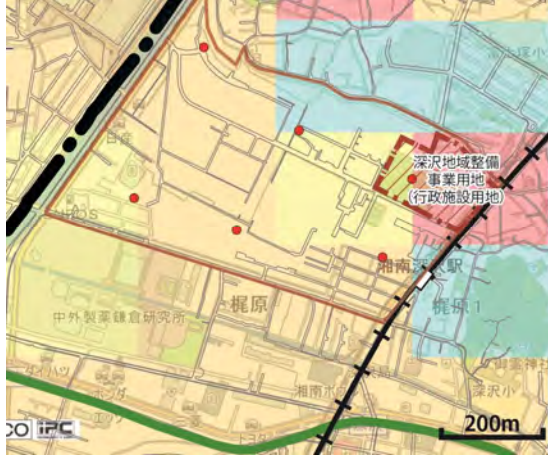
※8 特定都市河川及び特定都市河川流域：都市部を流れる河川の流域で、浸水被害対策を進める必要がある河川及びその流域を特定都市河川浸水被害対策法（平成15年制定）に基づき神奈川県が指定します。指定により、浸水被害対策の総合的な推進のための流域水害対策計画の策定、河川管理者による雨水貯留浸透施設の整備その他の措置を定め、特定都市河川流域における浸水被害の防止のための対策の推進を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的としています。境川水系柏尾川は、平成26年2月14日神奈川県告示第75号により、特定都市河川及び特定都市河川流域に指定されています。

①液状化

e-かなマップの液状化危険度マップによると、現在地及び深沢地域整備事業用地（行政施設用地）ともに、液状化の危険度が高いと示された場所が存在しています。



地盤調査の結果では、現在地は敷地の一部（敷地中央付近）で液状化の影響（地表面で4 cm 程度の沈下）が考えられると指摘されています。また、深沢地域整備事業用地（行政施設用地）の泣塔の南側付近の調査地点では、液状化の可能性はないと判定されています。

表 液状化について（e-かなマップ）

現在地	深沢地域整備事業用地（行政施設用地）
<p>【液状化危険度マップ】</p> <ul style="list-style-type: none"> 敷地の一部が「液状化の危険度が高い」と示されている。 <p>【地盤調査結果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 敷地の一部で液状化の影響が地表面まで及ぶこと（4 cm 程度の沈下）が考えられるとされている。 	<p>【液状化危険度マップ】</p> <ul style="list-style-type: none"> 敷地の一部が「液状化の危険度が高い」と示されている。 <p>【地盤調査結果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政施設用地内の泣塔の南側付近の調査地点では、液状化の可能性はないと判定されている。
<p>液状化危険度マップ</p> 	<p>液状化危険度マップ</p> 
<p> 高い やや高い 普通 やや低い 低い </p>	<p>● 地盤調査位置</p> <p> 建設中 第1次緊急輸送道路 建設中 第2次緊急輸送道路 緊急交通路指定想定路 </p>

一方、かまくら防災読本の液状化想定マップ（かまくら防災読本作成当時のe-かなマップ情報）によると、現在地は液状化の可能性が極めて高いと示された場所に位置し、深沢地域整備事業用地（行政施設用地）では、「液状化の可能性が高い」、「液状化の可能性が低い」及び「液状化の可能性がない」と示された場所が混在しています。

表 液状化について（液状化想定マップ）

現在地	深沢地域整備事業用地（行政施設用地）		
<p>【液状化想定マップ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「液状化の可能性が極めて高い」と示されている。 	<p>【液状化想定マップ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「液状化の可能性が高い」、「液状化の可能性が低い」、「液状化の可能性がない」と示された場所が混在している。 		
<p>液状化想定マップ</p> 	<p>液状化想定マップ</p> 		
<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> 可能性が極めて高い 可能性が高い 可能性が低い 可能性が極めて低い なし </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> 地盤調査位置 建設中 第1次緊急輸送道路 建設中 第2次緊急輸送道路 緊急交通路指定想定路 </td> </tr> </table>		<ul style="list-style-type: none"> 可能性が極めて高い 可能性が高い 可能性が低い 可能性が極めて低い なし 	<ul style="list-style-type: none"> 地盤調査位置 建設中 第1次緊急輸送道路 建設中 第2次緊急輸送道路 緊急交通路指定想定路
<ul style="list-style-type: none"> 可能性が極めて高い 可能性が高い 可能性が低い 可能性が極めて低い なし 	<ul style="list-style-type: none"> 地盤調査位置 建設中 第1次緊急輸送道路 建設中 第2次緊急輸送道路 緊急交通路指定想定路 		

②土砂災害








a. 土砂災害警戒区域

鎌倉市土砂災害ハザードマップによると、現在地では、本庁舎の建物の中庭より西側が、深沢地域整備事業用地（行政施設用地）では、北東側の角付近の一部がそれぞれ土砂災害警戒区域※9に指定されています。

b. 急傾斜地崩壊危険区域

鎌倉市土砂災害ハザードマップによると、双方ともに急傾斜地崩壊危険区域※10に指定されていません。

表 土砂災害の想定（鎌倉市土砂災害ハザードマップ）

現在地	深沢地域整備事業用地（行政施設用地）
<p>【土砂災害警戒区域】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本庁舎の建物の中庭より西側が指定されている。 <p>【急傾斜地崩壊危険区域】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定なし。 	<p>【土砂災害警戒区域】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北東側の角付近の一部が指定されている。 <p>【急傾斜地崩壊危険区域】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定なし。
<p>鎌倉市土砂災害ハザードマップ</p> 	<p>鎌倉市土砂災害ハザードマップ</p> 
<p>  土砂災害警戒区域  急傾斜地崩壊危険区域 </p>	<p>  建設中 第1次緊急輸送道路  建設中 第2次緊急輸送道路  緊急交通路指定想定路 </p>

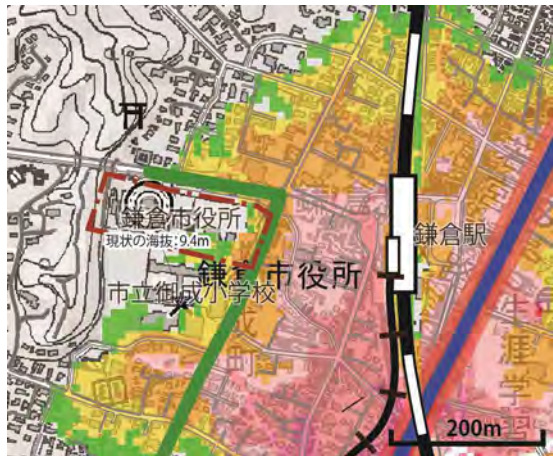

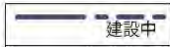


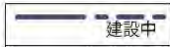


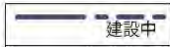


※9 土砂災害警戒区域：急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域（傾斜地の形態により、一律に指定されるもの）であり、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われます。

※10 急傾斜地崩壊危険区域：急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物の損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる区域であり、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われます。

③津波による浸水

神奈川県津波浸水想定図によると、現在地における津波による浸水の想定は、敷地の南東側に立地する第3分庁舎付近で「0.01m以上0.3m未満」、「0.3m以上1.0m未満」及び「1.0m以上2.0m未満」が混在しています。また、深沢地域整備事業用地（行政施設用地）では、津波による浸水の想定はありません。

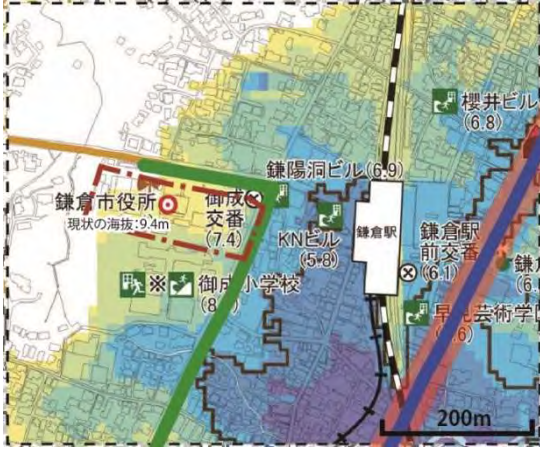
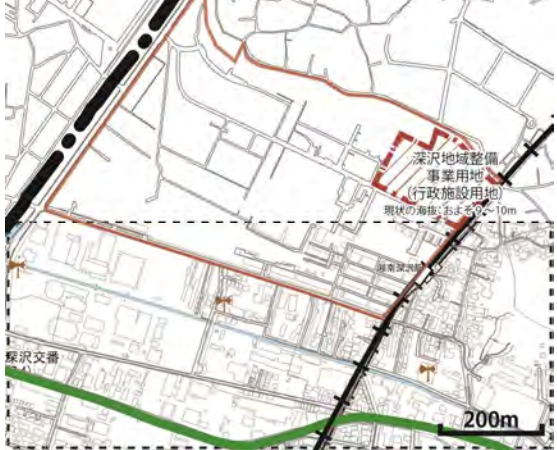
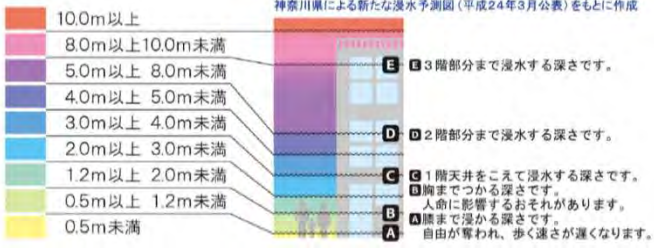
表 津波による浸水の想定（神奈川県津波浸水想定図※11）

現在地	深沢地域整備事業用地（行政施設用地）																				
<p>【浸水想定】</p> <ul style="list-style-type: none"> 第3分庁舎付近で「0.01m以上0.3m未満」、「0.3m以上1.0m未満」及び「1.0m以上2.0m未満」が混在している。 由比ヶ浜海岸への津波の到達時間は最短で14分（相模トラフ沿いの海溝型地震（西側））、最長で77分（慶長型地震）と想定されている。（現在地及び現在地至近に浸水が及ぶ想定地震による津波浸水予測による） <p>（参考）</p> <ul style="list-style-type: none"> 今小路通りは1.0m以上2.0m未満 他の地震による津波浸水予測では、由比ヶ浜海岸への最短到達時間は8分である。 	<p>【浸水想定】</p> <ul style="list-style-type: none"> 津波による浸水は想定されていない。 																				
<p>神奈川県津波浸水想定図</p>  <p>（参考） 海拔は9.4m</p>	<p>神奈川県津波浸水想定図</p>  <p>（参考） 海拔はおおよそ9m～10m(造成後10m～11.1m)</p>																				
<table border="0"> <tr> <td data-bbox="252 1704 507 1733">0.01m 以上 0.3m 未満</td> <td data-bbox="555 1704 810 1733">4.0m 以上 5.0m 未満</td> <td data-bbox="975 1720 1396 1765" rowspan="2">  建設中 </td> <td data-bbox="1161 1720 1396 1765">第1次緊急輸送道路</td> </tr> <tr> <td data-bbox="252 1742 507 1771">0.3m 以上 1.0m 未満</td> <td data-bbox="555 1742 810 1771">5.0m 以上 10.0m 未満</td> <td data-bbox="975 1787 1396 1832" rowspan="2">  建設中 </td> <td data-bbox="1161 1787 1396 1832">第2次緊急輸送道路</td> </tr> <tr> <td data-bbox="252 1780 507 1809">1.0m 以上 2.0m 未満</td> <td data-bbox="555 1780 810 1809">10.0m 以上 20.0m 未満</td> <td data-bbox="975 1854 1396 1899" rowspan="2">  緊急交通路指定想定路 </td> <td></td> </tr> <tr> <td data-bbox="252 1818 507 1848">2.0m 以上 3.0m 未満</td> <td data-bbox="555 1818 810 1848">20.0m 以上</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td data-bbox="252 1856 507 1886">3.0m 以上 4.0m 未満</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		0.01m 以上 0.3m 未満	4.0m 以上 5.0m 未満	 建設中	第1次緊急輸送道路	0.3m 以上 1.0m 未満	5.0m 以上 10.0m 未満	 建設中	第2次緊急輸送道路	1.0m 以上 2.0m 未満	10.0m 以上 20.0m 未満	 緊急交通路指定想定路		2.0m 以上 3.0m 未満	20.0m 以上			3.0m 以上 4.0m 未満			
0.01m 以上 0.3m 未満	4.0m 以上 5.0m 未満	 建設中	第1次緊急輸送道路																		
0.3m 以上 1.0m 未満	5.0m 以上 10.0m 未満		 建設中	第2次緊急輸送道路																	
1.0m 以上 2.0m 未満	10.0m 以上 20.0m 未満	 緊急交通路指定想定路																			
2.0m 以上 3.0m 未満	20.0m 以上																				
3.0m 以上 4.0m 未満																					

※11 神奈川県津波浸水想定図：神奈川県では、神奈川県沿岸に最大クラスの津波をもたらすと想定される九つの地震を対象に、本県の沿岸地域における「津波高さ」又は「浸水域」が最大となる合計五つの地震による「津波浸水予測図」を平成27年2月27日に公表しました。これらの津波浸水予測図を基に、「浸水域」と「浸水深」が最大となるよう重ね合わせた図面（津波浸水想定図）を作成しています。

一方、鎌倉市津波ハザードマップによると、現在地では、津波による浸水の想定は、敷地の大半が「0.5m未満」であり、敷地の南側は「0.5m以上1.2m未満」、東側（今小路通り付近）は「1.2m以上2.0m未満」となっています。深沢地域整備事業用地（行政施設用地）では、津波による浸水の想定はありません。

表 津波による浸水の想定（鎌倉市津波ハザードマップ）

現在地	深沢地域整備事業用地（行政施設用地）
<p>【浸水想定】</p> <ul style="list-style-type: none"> 敷地の大半が「0.5m未満」であり、敷地の南側は「0.5m以上1.2m未満」、東側（今小路通り付近）は「1.2m以上2.0m未満」と想定している。 	<p>【浸水想定】</p> <ul style="list-style-type: none"> 津波による浸水は想定していない。
<p>鎌倉市津波ハザードマップ</p>  <p>(参考) 海拔は9.4m</p>	<p>鎌倉市津波ハザードマップ</p>  <p>(参考) 海拔はおおよそ9m~10m (造成後10m~11.1m) ※ 津波ハザードマップ印刷部分は点線枠内部のみで、枠外の部分はデジタル地図で補完</p>
<p>神奈川県による新たな浸水予測図（平成24年3月公表）をもとに作成</p>  <p>10.0m以上 8.0m以上10.0m未満 5.0m以上8.0m未満 4.0m以上5.0m未満 3.0m以上4.0m未満 2.0m以上3.0m未満 1.2m以上2.0m未満 0.5m以上1.2m未満 0.5m未満</p> <p>E 3階部分まで浸水する深さです。 D 2階部分まで浸水する深さです。 C 1階天井をこえて浸水する深さです。 B 胸までつかる深さです。人命に影響するおそれがあります。 A 膝まで浸かる深さです。自由が奪われ、歩く速さが遅くなります。</p> <p>建設中 第1次緊急輸送道路 建設中 第2次緊急輸送道路 緊急交通路指定想定路</p>	

④洪水による浸水

神奈川県が平成 21 年 (2009 年) 7 月に告示した滑川水系滑川浸水想定区域図によると、現在地では、「河川整備の目標とする降雨」(1 時間最大雨量: 74mm) に伴う洪水の浸水は想定されていません。また、神奈川県が平成 30 年 (2018 年) 1 月に告示した境川水系洪水浸水想定区域図によると、深沢地域整備事業用地 (行政施設用地) では、基本高水^{※12}の設定の前提となる規模 (計画規模) の降雨 (24 時間積算雨量: 302mm) による洪水の浸水は想定されていませんが、「想定し得る最大規模 (想定最大規模) の降雨」(24 時間積算雨量: 632mm) の場合、0m~3.0m 未満 (区画整理事業による造成後は 0m~1.5m 程度) の浸水が想定されています。ただし、滑川水系の浸水想定は、境川水系の想定とは異なり、「想定し得る最大規模 (想定最大規模) の降雨」による浸水想定の見直しが済んでいないため、両者を単純に比較することは難しく、参考までの比較とします。

表 洪水による浸水の想定 (滑川水系滑川浸水想定区域図・境川水系洪水浸水想定区域図)

現在地	深沢地域整備事業用地 (行政施設用地)
<p>対象河川：滑川水系滑川</p> <p>【指定の前提となる降雨】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1 時間最大雨量 74mm (河川整備の目標とする降雨) (おおむね 30 年に 1 回程度に起こる大雨) <p>【浸水想定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 洪水による浸水は想定していない。 ・ 近接する鎌倉駅至近までの浸水を想定している。 	<p>対象河川：境川水系柏尾川</p> <p>【指定の前提となる降雨】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 計画規模 24 時間積算雨量 302mm (洪水防御に関する計画の基本となる年超過確率 1/100 の降雨) ・ 想定最大規模 24 時間積算雨量 632mm (大半の河川で年超過確率 1/1,000 程度を上回る設定の降雨) <p>(参考：1 時間積算降雨量：約 150mm (事務局算出))</p> <p>【浸水想定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 計画規模では、浸水はないと想定されている。 ・ 想定最大規模では、敷地の大半で 0.5m 未満や 0.5m~3.0m 未満 (土地区画整理事業による造成後は 0m~1.5m 程度) の浸水が想定されている。

※12 基本高水：河川整備基本方針の中で決定される洪水防御の計画の基本となる流量のうち、計画規模の降雨が発生した場合に、洪水防御の基準となる地点で発生する流量を指します。この流量を基準として、洪水の防御の計画を立案するものです。出典：東北地方整備局山形河川国道事務所ホームページ (<http://www.thr.mlit.go.jp/yamagata/index.html>)

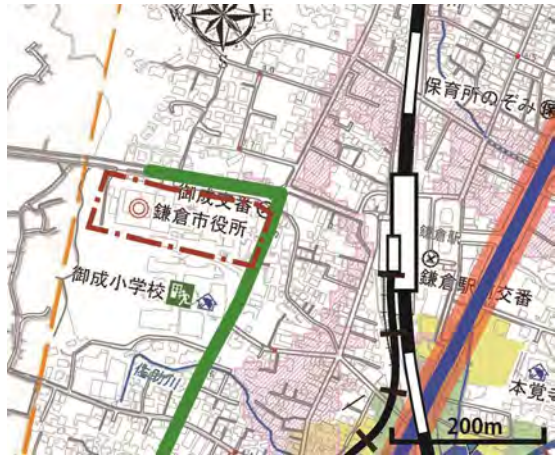







	現在地	深沢地域整備事業用地（行政施設用地）
（参考）水防法改定後見直し前の浸水想定区域図	<p>滑川水系滑川浸水想定区域図</p> <p>凡例</p> <p>浸水した場合に想定される水深(ランク別)</p> <ul style="list-style-type: none"> 0.5m未満の区域 0.5～1.0m未満の区域 1.0～2.0m未満の区域 2.0m～5.0m未満の区域 5.0m以上の区域 <p>浸水想定区域の指定の対象となる水位情報周知河川</p>	<p>※境川水系は平成 30 年に洪水浸水想定区域図の見直し済み。（下記の浸水想定区域図を参照）</p>
計画規模	<p>※滑川水系は洪水浸水想定区域図の見直しが済んでいない。</p>	<p>境川水系 洪水浸水想定区域図（計画規模）</p>
想定最大規模		<p>境川水系 洪水浸水想定区域図（想定最大規模）</p> <p>凡例</p> <p>浸水した場合に想定される水深(ランク別)</p> <ul style="list-style-type: none"> 0.5m未満の区域 0.5m～3.0m未満の区域 3.0m～5.0m未満の区域 5.0m～10.0m未満の区域 <p>洪水浸水想定区域の指定の対象となる河川</p> <p>..... 行政界</p>

⑤内水氾濫による浸水

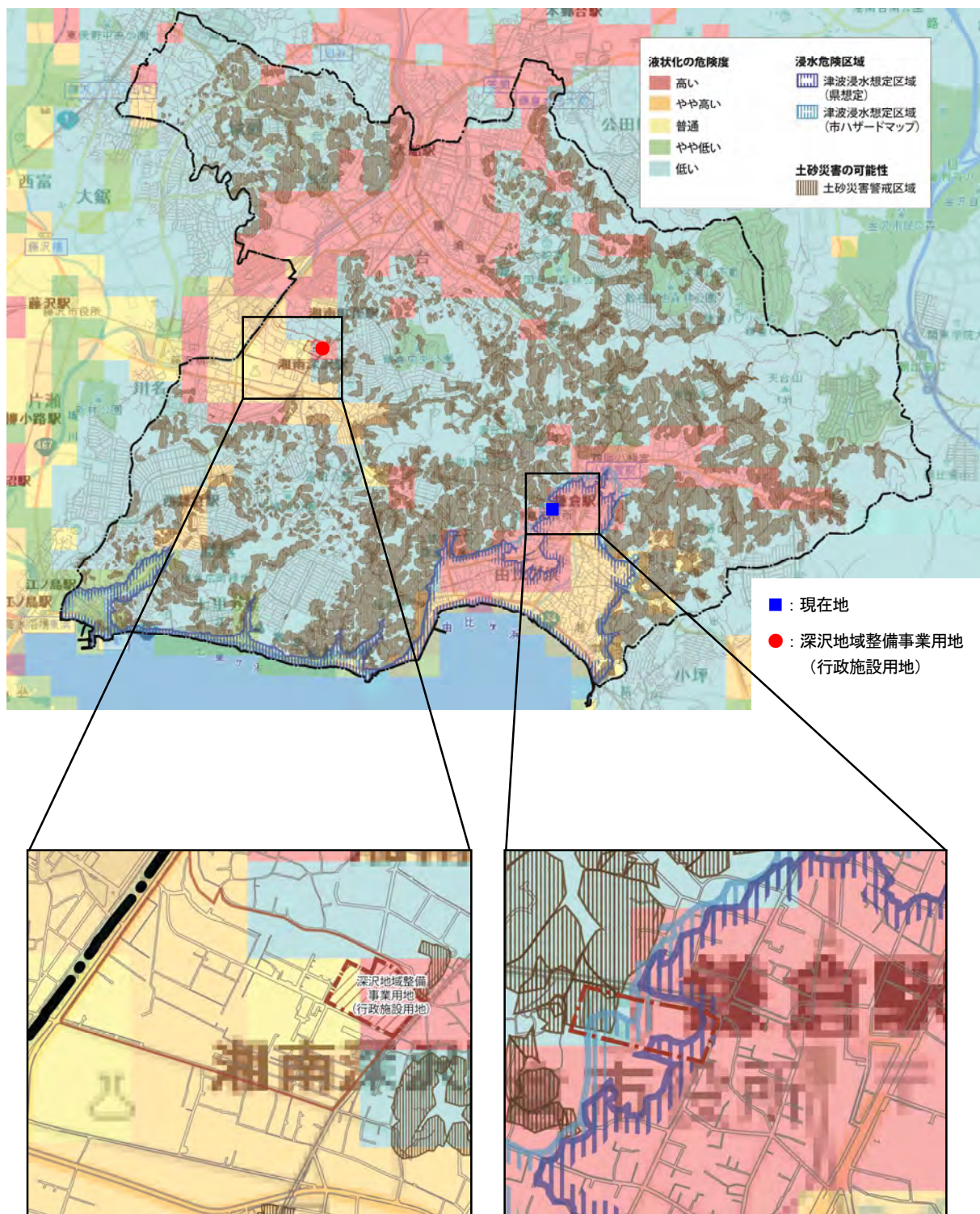
鎌倉市洪水・内水ハザードマップによると、現在地では、内水氾濫による浸水は想定していませんが、御成交番の北側に内水氾濫浸水想定区域*が存在します。深沢地域整備事業用地（行政施設用地）では、内水氾濫による浸水は想定していません。

※ 鎌倉市洪水・内水ハザードマップでは「内水はん濫浸水想定区域」と表示していますが、下表中の同マップから引用した凡例を除いて、本文中においては、便宜的に「内水氾濫浸水想定区域」としています。

表 内水氾濫による浸水※13の想定（鎌倉市洪水・内水ハザードマップ）

現在地	深沢地域整備事業用地（行政施設用地）
<p>【浸水想定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内水氾濫による浸水は想定していない。 ・御成交番の北側に内水氾濫浸水想定区域が存在する。 	<p>【浸水想定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内水氾濫による浸水は想定していない。
<p>鎌倉市洪水・内水ハザードマップ</p> 	<p>鎌倉市洪水・内水ハザードマップ</p> 
<p>  内水はん濫浸水想定区域  市民からの意見による道路冠水箇所  河川（……… 暗きよ部） </p>	<p>  建設中 第1次緊急輸送道路  建設中 第2次緊急輸送道路  緊急交通路指定想定路 </p>

※13 内水氾濫による浸水：鎌倉市洪水・内水ハザードマップでは、主要な河川に合流する中小河川・水路や下水道が1時間最大雨量78.5mm（平成16年10月9日の降雨と同規模）により雨水の排水能力を超えた場合に予想される浸水区域を示しています。

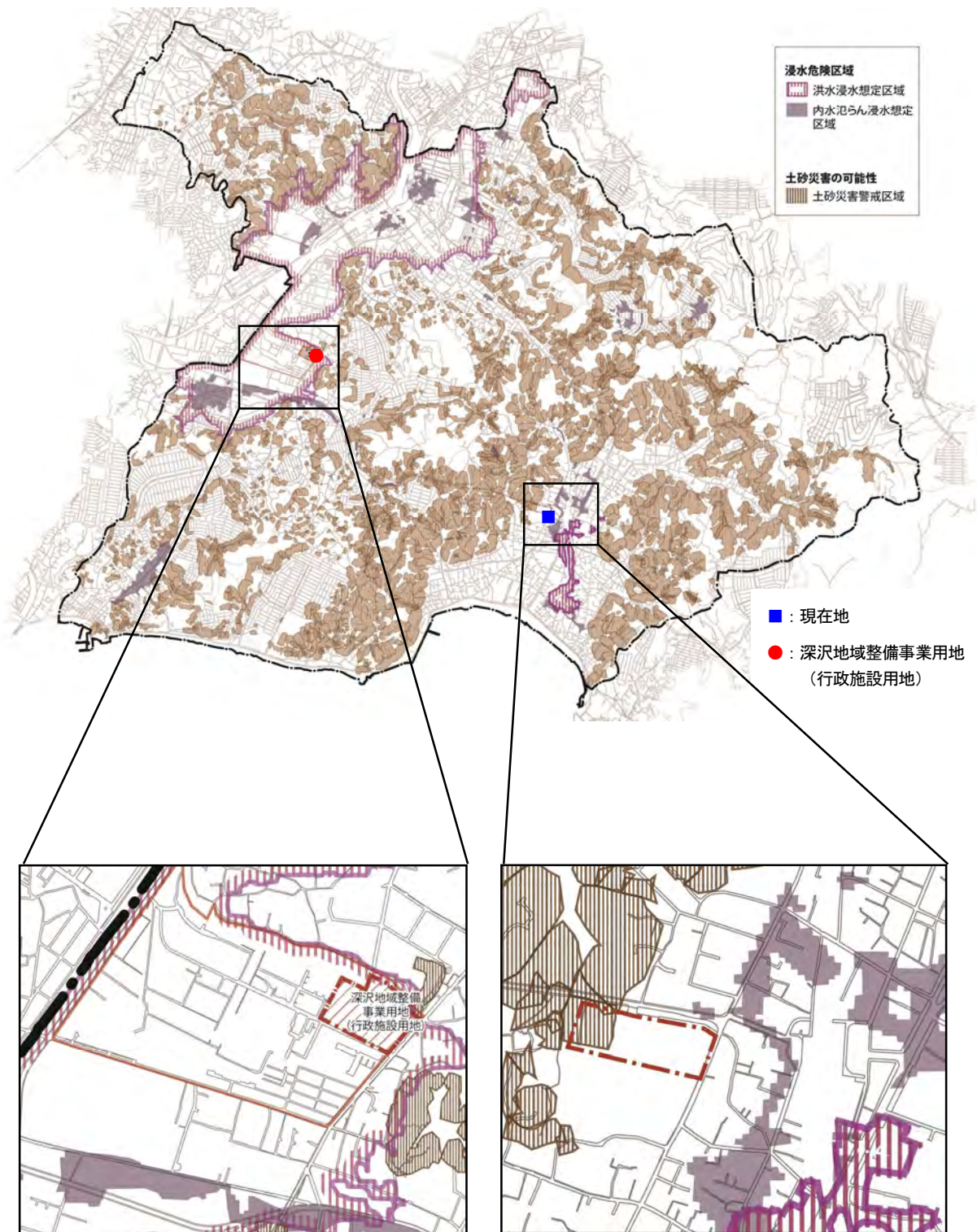


深沢地域整備事業用地（行政施設用地）の拡大図

現在地の拡大図

図 各災害リスクの重ね合わせ図（液状化・土砂災害・津波）

（国土地理院地形図に、「e-かなマップ」における液状化危険度マップ、「神奈川県津波浸水想定図」における浸水想定区域、「鎌倉市津波ハザードマップ」における浸水想定区域、「鎌倉市土砂災害ハザードマップ」における土砂災害警戒区域を重ね合わせて作成）



深沢地域整備事業用地（行政施設用地）の拡大図

現在地の拡大図

図 各災害リスクの重ね合わせ図（土砂災害・洪水・内水氾濫）

（国土地理院地形図に、「境川水系洪水浸水想定図」及び「滑川水系滑川洪水浸水想定図」における浸水想定区域、「鎌倉市洪水・内水ハザードマップ」における内水氾濫想定区域、「鎌倉市土砂災害ハザードマップ」における土砂災害警戒区域を重ね合わせて作成）

表 災害リスクの検証結果

		現在地	深沢地域整備事業用地 (行政施設用地)
①	液状化	<p>【液状化危険度マップ】</p> <ul style="list-style-type: none"> 敷地の一部が「液状化の危険度が高い」と示されている。 <p>【地盤調査結果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 敷地の一部で液状化の影響が地表面まで及ぶこと（4cm程度の沈下）が考えられるとされている。 	<p>【液状化危険度マップ】</p> <ul style="list-style-type: none"> 敷地の一部が「液状化の危険度が高い」と示されている。 <p>【地盤調査結果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政施設用地内の泣塔の南側付近の調査地点では、液状化の可能性はないとの判定とされている。
②	土砂災害	<p>【土砂災害警戒区域】</p> <ul style="list-style-type: none"> 本庁舎の建物の中庭より西側が指定されている。 <p>【急傾斜地崩壊危険区域】</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定なし。 	<p>【土砂災害警戒区域】</p> <ul style="list-style-type: none"> 北東側の角付近の一部が指定されている。 <p>【急傾斜地崩壊危険区域】</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定なし。
③	津波による浸水	<p>【神奈川県津波浸水想定図の浸水想定】</p> <ul style="list-style-type: none"> 第3分庁舎付近で「0.01m以上0.3m未満」、「0.3m以上1.0m未満」及び「1.0m以上2.0m未満」が混在している。 <p>【鎌倉市津波ハザードマップの浸水想定】</p> <ul style="list-style-type: none"> 敷地の大半が「0.5m未満」であり、敷地の南側は「0.5m以上1.2m未満」、東側（今小路通り付近）は「1.2m以上2.0m未満」と想定している。 	<ul style="list-style-type: none"> 神奈川県津波浸水想定図及び鎌倉市津波ハザードマップのいずれにおいても津波による浸水は想定されていない。
④	洪水による浸水	<ul style="list-style-type: none"> 1時間最大雨量74mm（河川整備の目標とする降雨）による想定では、洪水による浸水は想定されていない。（浸水想定区域図の見直しが未完了） 	<ul style="list-style-type: none"> 計画規模では、浸水はないと想定されている。 想定最大規模では、敷地の大半で0.5m未満や0.5m～3.0m未満（土地区画整理事業による造成後は0m～1.5m程度）の浸水が想定されている。
	浸水想定区域図見直し済み		
⑤	内水氾濫による浸水	<ul style="list-style-type: none"> 洪水による浸水は想定していない 近接する鎌倉駅至近までの浸水を想定している。 	<ul style="list-style-type: none"> 浸水は想定していない。

2-3 防災面から見た本庁舎等整備の考え方

近年、大規模降雨による浸水や東日本、熊本、北海道で起きた巨大地震や津波等の災害が各地で起きており、自然災害は、日本国内において避けられないものです。また、本市は、南部で相模湾と接し、既成市街地の周囲には歴史的風土保存区域や特別緑地保存地区などとして守られた山々があり、都市の内部に柏尾川や滑川、神戸川ごうどがわなどの大小様々な河川がある自然と市街地が共存しながら発展してきた都市です。

このように自然環境を守り、共存してきた本市において、本庁舎の現在地や移転先となり得るような場所で、液状化、土砂災害、津波による浸水、洪水による浸水、内水氾濫による浸水という災害リスクが全くない場所は存在しないことから、本庁舎等整備に当たっては、自然災害による被害想定等を考慮しながら、業務継続性や防災拠点としての安全性の確保を念頭に置くことが求められます。

1) 地震に伴って発生する災害リスクについて

地震に伴って発生する災害としては、液状化・土砂災害・津波が考えられます。これに対し、「図 各災害リスクの重ね合わせ図（液状化・土砂災害・津波）」(P. 2-12 参照) 及び「表 災害リスクの検証結果」(P. 2-14 参照) の中で示したように、深沢地域整備事業用地（行政施設用地）で地震に伴って発生する災害リスクは、次のとおりです。

液状化については、e-かなマップの液状化危険度マップで、一部液状化の危険度が高いと示されていますが、実際に行政施設用地内（泣塔の南側付近）で行った地盤調査の結果では液状化の可能性はないと判定されています（P. 2-4 参照）。

なお、液状化については、個々の建物でしっかりと対策を検討することが重要です（鎌倉市深沢地区まちづくり方針実現化検討委員会防災部会中間報告より引用（一部加筆））。

土砂災害については、鎌倉市土砂災害ハザードマップで、北東側の角付近の一部が土砂災害警戒区域に指定されています（P. 2-6 参照）。

津波については、神奈川県津波浸水想定図及び鎌倉市津波ハザードマップのいずれにおいても津波による浸水は想定されていません（P. 2-7、8 参照）。

2) 大規模降雨に伴って発生する災害リスクについて

大規模降雨に伴って発生する災害としては、土砂災害・洪水・内水氾濫が考えられます。これに対し、「図 各災害リスクの重ね合わせ図（土砂災害・洪水・内水氾濫）」(P. 2-13 参照) 及び「表 災害リスクの検証結果」(P. 2-14 参照) の中で示したように、深沢地域整備事業用地（行政施設用地）で大規模降雨に伴って発生する災害リスクは、次のとおりです。

土砂災害については、鎌倉市土砂災害ハザードマップで、北東側の角付近の一部が土砂災害警戒区域に指定されています（P. 2-6 参照）。

洪水については、避難体制等の充実・強化を図るために改正された水防法に基づく「想定し得る最大規模（想定最大規模）の降雨」による浸水想定区域の見直しが神奈川県によって順次進められている中、本市においては、先行して柏尾川が含まれる境川水系の見直しが済んでおり（滑川及び神戸川は、見直しが未完了）、深沢地域整備事業用地（行政施設用地）

では、「想定し得る最大規模（想定最大規模）の降雨」（24 時間積算雨量：632mm（大半の河川で年超過確率 1/1,000 程度を上回る設定の降雨））の場合、0m～3.0m 未満（土地区画整理事業による造成後は 0m～1.5m 程度）の浸水が想定されています（P. 2-9、10 参照）。

なお、洪水による浸水で被害が最も甚大化する最大の原因は堤防の決壊ですが、深沢地域整備事業用地で考えるべき河川構造は掘り込み河道^{かどう}であり、浸水が広がるスピードは緩やかで水位の上昇も急激にはならないため、鬼怒川や今年の岡山県において発生した堤防決壊のような流速の速い浸水にはなりません。また、家屋倒壊等も起こりにくい^{※14}と判断でき、河岸浸食についても、現状の形状であれば浸食の心配は低いです（鎌倉市深沢地区まちづくり方針実現化検討委員会防災部会中間報告より引用（一部加筆））。

内水氾濫については、鎌倉市洪水・内水ハザードマップで、浸水を想定していません（P. 2-11 参照）。

※14 神奈川県が境川水系洪水浸水想定区域図の告示（平成 30 年 1 月）をした際に、家屋倒壊等に関して、境川水系洪水浸水想定区域図（家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流））と境川水系洪水浸水想定区域図（家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食））の二つ図も公表されており、前者の図に示された家屋倒壊危険ゾーン（氾濫流）は、深沢地域整備事業用地内にはかかっておらず、後者の図に示された家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食）は、深沢地域整備事業用地内には県道腰越鎌倉線付近の一部のみにかかっています（参考資料参照）。

「家屋倒壊等氾濫想定区域」は、市町村長による屋内での待避等の安全確保措置の指示等の判断に資する情報として、「想定し得る最大規模の降雨」により、近傍の堤防が決壊等した場合に、一般的な建築物が倒壊・流出する等の危険性が高い区域を示すものです（神奈川県 HP「洪水浸水想定区域図に関する Q&A」より引用）。

3) 災害対策と本庁舎（防災拠点）の整備について

これらの災害について、ハード面では、本庁舎等建設時に建物形状や構造に応じて地盤調査を実施し、支持地盤面まで杭を打つことや建築物を免震構造とすること、耐震安全性能の分類における重要度係数^{※15}を 1.5 とすることなどにより、建物の安全性の確保ができ、浸水については、土地区画整理事業で行う造成（基本高水の設定の前提となる規模（計画規模）の降雨（24 時間積算雨量：302mm）に耐え得る造成）に加え、建設時の外構工事（整地等）により対策を講じることで、安全性の確保ができます。

また、一般に地震は発生予想が難しく、発災時の初動活動（情報収集、避難勧告・指示・誘導、庁舎等の防護措置、災害対策本部の設置等）を行う時間的猶予はないと想定しています。一方、洪水による浸水は、その原因となる台風等の発生や進路・雨量の予測ができ、大雨への備えや避難準備等を行う時間的猶予を確保できることから、ソフト面の対応として、的確な情報提供と事前の避難行動につなげることで、被害を最小限度に抑えることができます。

これらのことから、洪水による浸水よりも、地震に伴う津波浸水の方が、建物や人的被害が甚大になると想定しています。そのため、本庁舎内に整備する災害対策本部が十分に機能することが重要であり、本庁舎は、外部からの支援を効率的に受け入れながら対応できるように、高い受援力を有した施設とし、建築物の構造や建築設備類の配置等も配慮が必要です。更に、浸水の被害や土砂災害、液状化の発生は、緊急輸送にも影響を与えることから、アクセスルートの確保なども必要であり、安全対策を行います。

これらを踏まえて、深沢地域整備事業用地（行政施設用地）における、本庁舎と消防本部や総合体育館の連携、隣接する公園・グラウンド（災害時におけるスペースの有効活用）の活用などを考慮した場合、現在地よりも深沢地域整備事業用地（行政施設用地）に本庁舎を整備する方が防災面で優位性があり、防災拠点として機能します。

※15 重要度係数：建物の設計時に地震力を割増す係数であり、重要度係数が大きいほど耐震性が高くなります。

第3章 本庁舎のあるべき姿（基本理念）

3-1 本庁舎等整備の位置と深沢地域拠点整備の概要

1) 本庁舎等整備の位置

本庁舎等を整備する位置は、市域の西部にあり、柏尾川を挟み藤沢市との市境に面している深沢地域整備事業用地内の行政施設用地です。行政施設用地は、深沢地域整備事業用地内の北東部に位置し、湘南モノレール湘南深沢駅と近接しています。



図 本庁舎等整備の位置（深沢地域整備事業の修正土地利用計画（案）（平成28年（2016年）10月鎌倉市）を基に作成）




2) 深沢地域における拠点整備の概要

深沢地域では、深沢地域整備事業用地で、公共公益施設、都市型住宅、商業、業務、産業などの機能の充実及び基盤整備を進め、鎌倉駅周辺地区、大船駅周辺地区に並ぶ第三の拠点の創造を目指しています。深沢地域整備事業用地は、旧国鉄清算事業団用地や JR 大船工場跡地（平成18年（2006年）3月に工場機能を廃止）、JR 東日本梶原社宅跡地、JR 東日本柏尾社宅跡地を中心とした約31haの広さがあり、昭和62年（1987年）4月の国鉄改革により、湘南モノレール湘南深沢駅周辺に約8.1haの国鉄清算事業団用地が誕生したことを契機とし、土地区画整理事業の手法を用いて、住宅、商業・業務、行政施設等で構成される新しい都市拠点の形成を目指しています。現在、神奈川県、藤沢市、本市の三者で構成する「湘南地区整備連絡協議会」で、村岡・深沢地区の広域的なまちづくりの検討を進めており、隣接する藤沢市村岡地区では、東海道本線新駅の設置を含んだまちづくりを目指し、検討が進められています。

3) 深沢地域整備事業用地（行政施設用地）の主な土地利用規制

現在の深沢地域整備事業用地（行政施設用地）の主な土地利用規制は次のとおりです。

表 現在の深沢地域整備事業用地（行政施設用地）の主な土地利用規制等

<p>用途地域</p>	<p>工業地域（一部、工業専用地域）※16 （建ぺい率 60%、容積率 200%）</p> <p>※16 深沢地域整備事業用地は土地区画整理事業に併せて用途地域を見直す予定です。現在本市では、高度地区※17の指定拡大に向けた手続を進めており、原案の段階では、深沢地域整備事業用地（行政施設用地）における工業系建築物以外の建築物の高さの最高限度は最高限度 20m としています。</p> <p>※17 高度地区：用途地域内において、市街地の環境を維持したり、土地利用の増進を図ったりするために、建築物の高さの最高限度や最低限度を定める地区です。</p>	 <ul style="list-style-type: none"> 第一種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 工業専用地域
<p>鎌倉市 景観計画の 土地利用類 型区分</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新都市機能導入地 ・沿道住宅地（市道大西鎌倉線沿道） <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>・住宅地景観</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 旧市街地の住宅地 (2) 谷戸の住宅地 (3) 一般住宅地 (4) 沿道住宅地 (5) 丘陵住宅地 (6) 林間住宅地 (7) 海浜住宅地 (8) 海浜住両複合地 (9) 都市型住宅地 (10) 中高層住宅地 <p>・工業地景観</p> <ul style="list-style-type: none"> (16) 産産地 (17) 産産複合地 (18) 新都市機能導入地 </div> <div style="width: 45%;"> <p>・商業・業務地景観</p> <ul style="list-style-type: none"> (11) 拠点商業地 (12) 鎌倉地域 まち並み型商業地 (13) 大船地域 まち並み型商業地 (14) 住商複合地 (15) 観光型住商複合地 <p>・緑地景観</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農景観 ・公共公益施設 </div> </div>	
<p>周知の 埋蔵文化財 包蔵地</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・なき塔遺跡²⁰⁹/中世/塚 ・陣出遺跡³⁵¹/奈良・平安・中世/遺物散布地等 <p style="text-align: center;">■ 周知の埋蔵文化財包蔵地</p>	
<p>特定都市 河川流域</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・深沢地域整備事業用地（行政施設用地）全体が境川流域に指定 	

3-2 新たな本庁舎のあるべき姿

1) 基本理念

新たに整備する本庁舎は、建設や維持管理にかかるコストを極力抑えるための建物のコンパクト化だけでなく、機能的で、人口減少、少子高齢化、多様化する市民ニーズ、AIの台頭といった技術革新等の社会情勢の変化に柔軟に対応する必要があります。このことは、本庁舎の「ありたい姿」をテーマとして平成30年（2018年）度を実施した市民対話でも顕在化しました。

これらを踏まえ、「新たな本庁舎のあるべき姿（目標とする基本理念）」を「市民のニーズや社会情勢の変化に応えるコンパクトな本庁舎」とします。



新たな本庁舎のあるべき姿（目標とする基本理念）

基本理念に掲げる本庁舎の実現には、基本構想策定後も、市民ニーズや社会情勢の変化を的確に捉え取り組む必要があります。また、新たな本庁舎の整備後の市職員数の減少や社会情勢の変化などに対応できる柔軟性（フレキシビリティ）や環境配慮、ユニバーサルデザイン、バリアフリー化といった社会的な要請（法令等や社会潮流）に応える必要もあります。



市民のための本庁舎

そして、忘れてはならない重要な視点として、誰のための本庁舎かという点があります。本庁舎は、平時において様々な行政サービスを提供する拠点であり、発災時においては復旧・復興の拠点であるなどその役割は多様です。いずれにおいても、「市民のための本庁舎」であることを意識しながら、質の高い行政サービスの提供を支えるワークプレイスとして整備することも重要となります。

更に、本庁舎は深沢地域整備事業で消防本部や総合体育館・グラウンドなどと一体となったシビックエリアを形成し、深沢地域における新たな拠点形成やまちづくりに最大限、寄与する必要があります。

2) 基本方針

基本理念に基づいて整備する本庁舎の具体化に必要となる重要な要素を、基本方針として六つ掲げます。重要な要素は、市民対話やアンケート結果のほか、利活用方針などから抽出したものです。

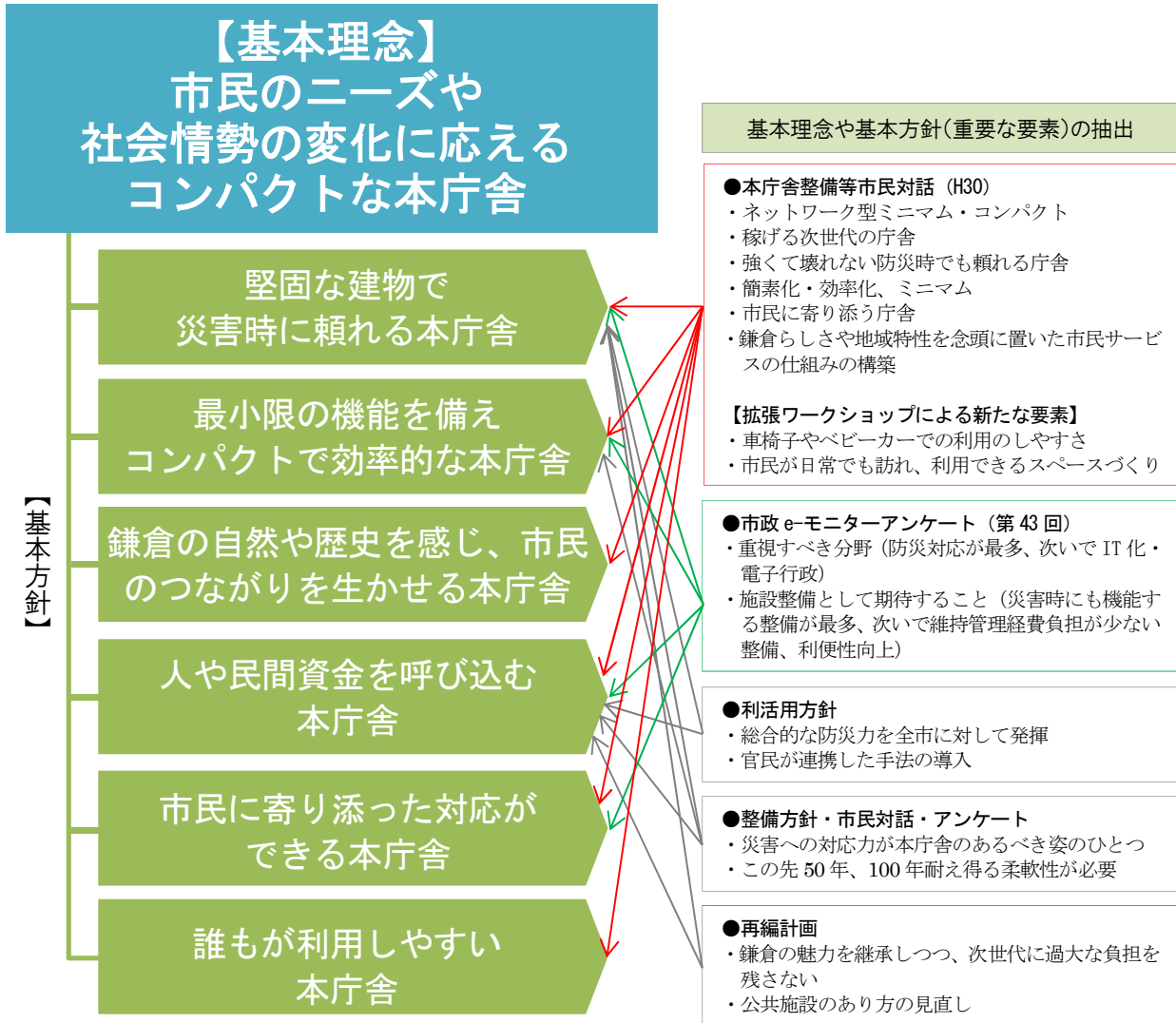


図 基本理念と基本方針

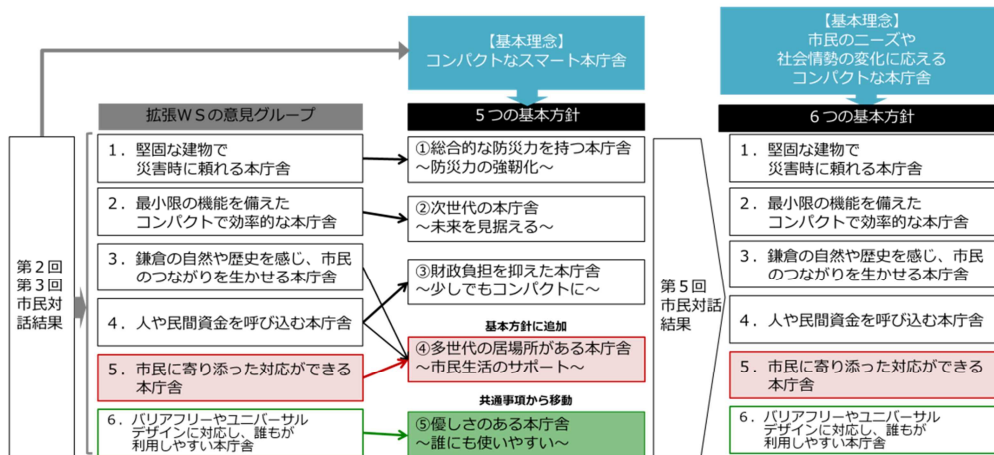


図 基本理念・基本方針の検討の流れ

①堅固な建物で災害時に頼れる本庁舎

災害時には市民の生命を守る前線基地となるように、必要な規模や機能をまとめて整備し、消防本部との連携やグラウンド等の活用が可能な、受援力を持った強靱な本庁舎とします。

【今後の検討や基本計画、基本設計で更なる具体化の検討を進める項目(キーワード)の例】

- ・災害に対する前線基地・司令塔・拠点性
- ・災害対策本部と消防本部と一体となった有効性の確保
- ・敷地や建物の災害に対する強靱性・安全性・機能継続
- ・庁舎管理に対するセキュリティ、プライバシー保護
- ・深沢地域整備事業と連携した災害に強いエリア形成
- ・市全域における防災機能のネットワーク化 など

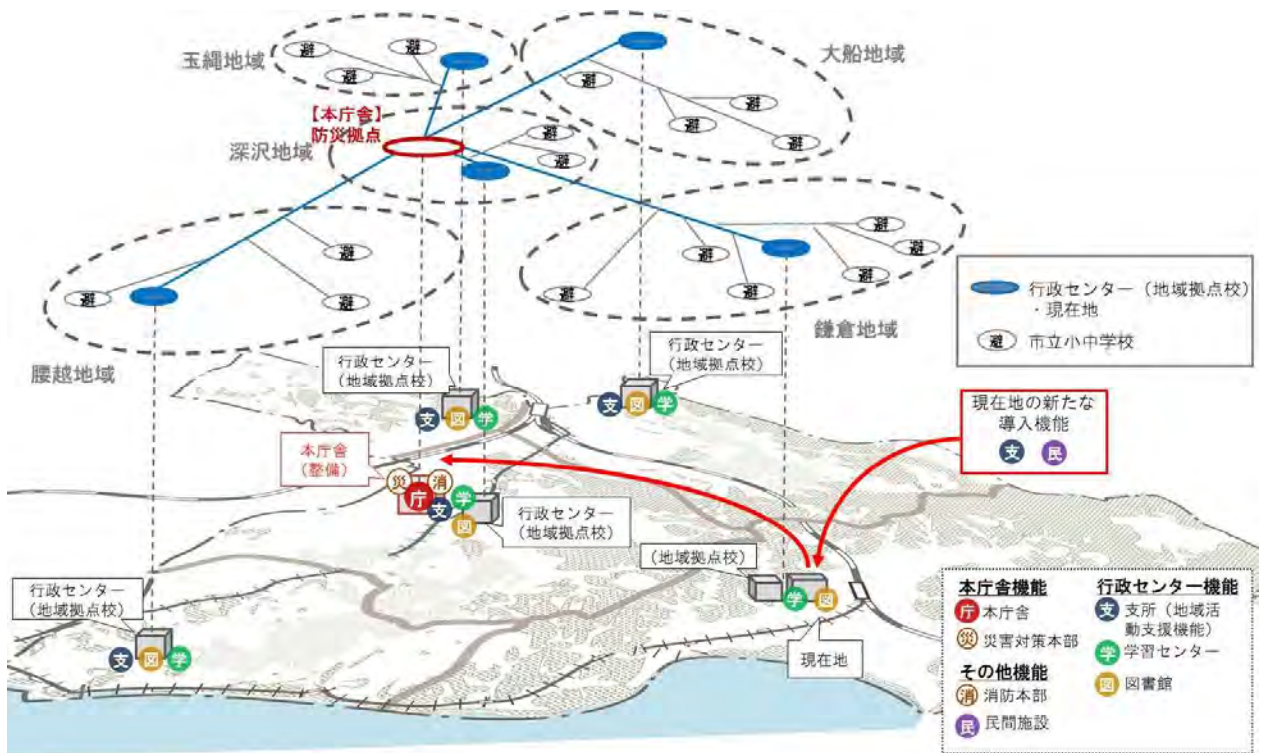


図 防災機能のネットワークのイメージ

②最小限の機能を備えコンパクトで効率的な本庁舎

効率的なスペース利用により、少しでもコンパクトに整備するだけでなく、マイナンバーカードの普及やIT化など行政を取り巻く環境、働き方が見直されるなど、刻々と変化する社会情勢や環境の変化に柔軟に対応できる未来を見据えた次世代の本庁舎とします。

【今後の検討や基本計画、基本設計で更なる具体化の検討を進める項目(キーワード)の例】

- ・行政サービス・ワークスペースの利便性・快適性・電子化・効率性
- ・未来を見据えた柔軟性(フレキシビリティ)・持続性
- ・空間の効率化、コンパクトな整備 など

③鎌倉の自然や歴史を感じ、市民のつながりを生かせる本庁舎

本市固有の自然や歴史といった要素を尊重し、それらを感じられるような配慮や空間の創出に努めます。また、本市は地域ごとに地勢や特性が異なり、各地域の行政センターを中心に市民活動が展開されていることから、本庁舎整備後は各地域の行政センター(地域拠点校)等による地域間の連携を更に強め、地域を越えて市民同士がつながる市民活動のネットワーク化を目指します。

【今後の検討や基本計画、基本設計で更なる具体化の検討を進める項目(キーワード)の例】

- ・周囲のまち並みや自然環境に配慮した外観、規模となる建築デザイン
- ・市民活動のネットワーク化
- ・本庁舎等での地域情報(地域の魅力、歴史・文化・自然の魅力、市民活動等)の発信スペースの確保 など



図 平時の市民サービス機能等のネットワークのイメージ

④人や民間資金を呼び込む本庁舎

敷地や建物の有効利用により来訪者を呼び込むこと、民間から歳入を得ることや、維持管理費の低減、官民が連携した本庁舎整備手法の工夫を図り、建設コスト及び維持管理コストの財政負担を抑えた本庁舎を目指します。

【今後の検討や基本計画、基本設計で更なる具体化の検討を進める項目(キーワード)の例】

- ・財政負担軽減のための経済性、効率性、歳入確保
- ・官民連携による建設、施設の維持・管理手法の検討 など

⑤市民に寄り添った対応ができる本庁舎

市民の学びや集い、交流、子育て、起業の支援などのニーズに応え、豊かな市民生活が実現できる場や機能を持った本庁舎とします。

【今後の検討や基本計画、基本設計で更なる具体化の検討を進める項目(キーワード)の例】

- ・市民のための本庁舎、市民利用・交流
- ・セキュリティの確保、プライバシー保護
- ・再編計画と連携した支所機能の効果的な活用
- ・鎌倉市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「創生総合戦略」という。）と連携した起業の支援方策 など

⑥誰もが利用しやすい本庁舎

年齢や障害の有無、性別、国籍などにかかわらず、分かりやすく、利用しやすいユニバーサルデザインを実現し、誰もが使いやすい本庁舎を目指します。また、障害者、高齢者などが安全かつ快適に利用できるようなバリアフリーを実現します。

【今後の検討や基本計画、基本設計で更なる具体化の検討を進める項目(キーワード)の例】

- ・深沢地域整備事業と連携したバリアフリーやユニバーサルデザインの実施 など

3) 基本理念などの相関図

基本理念の実現を目指すために、本庁舎に導入する機能の基本的な考え方を示します。これを踏まえ、引き続き取り組む基本計画の策定等の段階で、市民や関係団体の意向把握や整備費用、維持・管理、運営面の検証などを行い、設計や工事と進める中で、具現化を図ります。

本庁舎に導入する機能の基本的な考え方は、深沢地域整備事業や利活用方針、再編計画、鎌倉市都市マスタープラン（以下「都市マス」という。）、創生総合戦略、持続可能な都市経営「エスディージェーズSDGs未来都市かまくら」の考え方と連携するなど、まちづくりの視点も持ちながら取り組んでいきます。

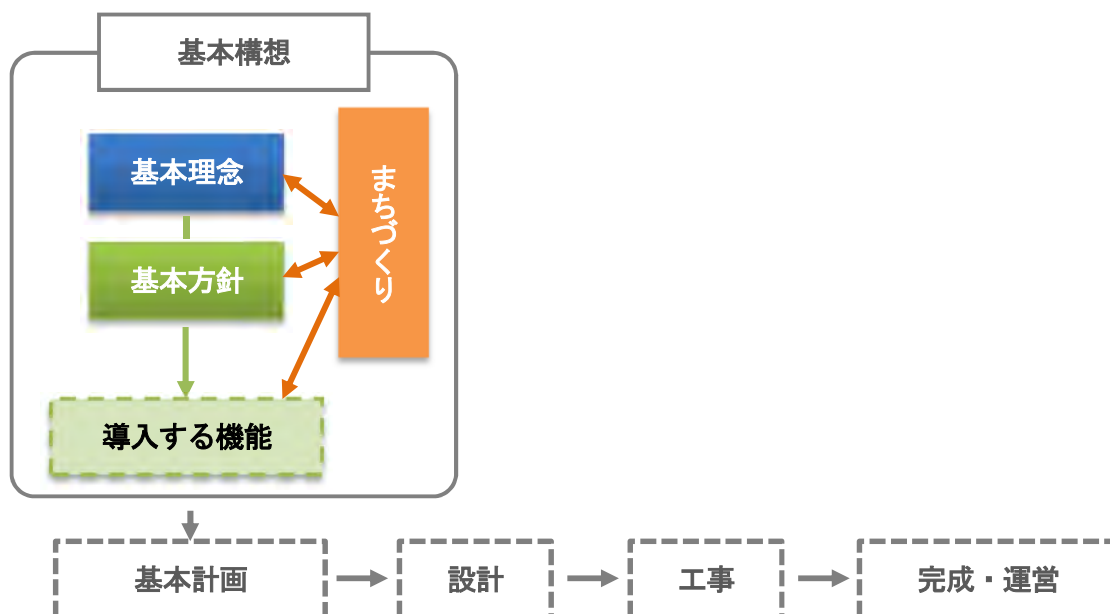


図 基本理念などの相関図

3-3 本庁舎に導入する機能

1) 本庁舎に導入する機能

本庁舎に導入する機能は、本庁舎に求められる基本的な機能として、「①窓口機能」、「②事務機能」、「③議会機能」、「④防災拠点機能」、「⑤交流・創造機能」の五つとします。また、再編計画に基づき、消防本部機能を付随させるとともに、基本方針の一つとして示した「人や民間資金を呼び込む本庁舎」に基づき、市民対話やe-モニターアンケート結果にもあるように深沢地域の地域活動支援や図書館、学習センター機能の導入も視野に入れ、今後、地域拠点校との関係や事業手法も踏まえて、検討していきます。

なお、「③議会機能」については、今後、市議会と調整を図りながら検討していきます。

また、「④防災拠点機能」には、災害対策本部や防災倉庫のほか、復興を支援するボランティアの活動スペースや救援物資の受入れスペース等の受援機能も想定されますが、コンパクトで効率的な本庁舎を実現するため、受援機能のスペースを単独で設けるのではなく、平時にはフリースペース等のほかの機能の空間として活用するスペースを発災時に利用することの検討をします。

更に、「⑤交流・創造機能」は、市民や来訪者などの多様な人々の居場所や活動の場となるフリースペースや、行政や市民団体等の取組を広く発信する情報発信スペース、本市の魅力を発信する市民や民間団体の創造的な活動拠点となる空間を想定します。

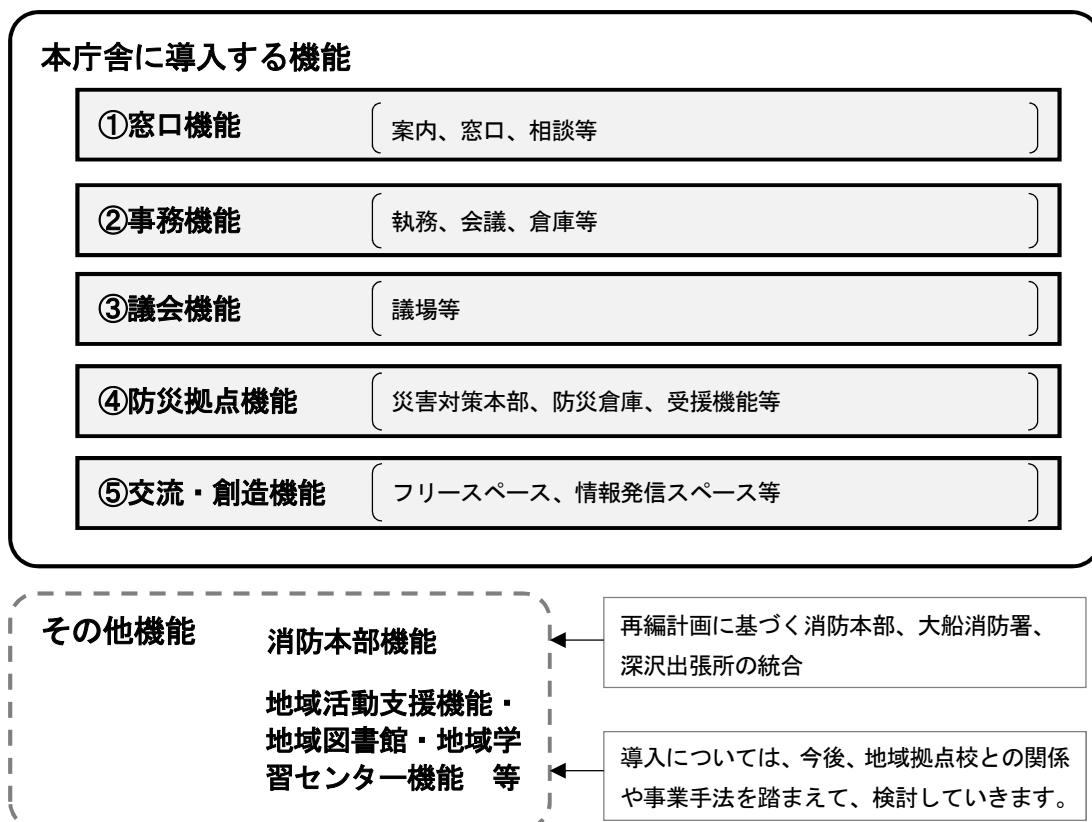


図 本庁舎に導入する機能

2) 本庁舎機能の基本的な考え方

本庁舎機能の基本的な考え方は次のとおりとし、基本計画の策定や基本設計等の機会に具体的な検討を行います。

①窓口機能

- ・福祉や子育て業務等におけるコンシェルジュや総合窓口の設置
- ・市民利用の多い窓口や総合案内の低層階への集約
- ・快適に過ごすことができる待合ロビーと子どもが楽しく待てるスペースの確保
- ・スムーズな動線、見やすく分かりやすい案内サインの設置
- ・相談者のプライバシーに配慮した相談窓口

②事務機能

- ・各部署の業務の特性や関係性を考慮した執務スペースの配置
- ・組織の機構改革や市職員数の変動等に柔軟に対応できる空間構成
- ・会議室や打合せスペースとしての利便性や効率性を考慮した配置
- ・会議の形態や人数に合わせて柔軟に対応できる会議室の確保
- ・文書の電子化等による文書量のスリム化に伴う倉庫面積の省スペース化

③議会機能

- ・今後、市議会と調整を図りながら検討していきます。

④防災拠点機能

- ・災害時の業務継続に有効な耐震性能（免震構造等）や様々な災害リスクに対する安全性の確保
- ・災害対策本部室や消防本部などの関連部署との連携、受援力を発揮できる配置やスペースの確保
- ・災害時の情報把握、的確な災害対策活動、市民への情報提供を行うための情報・通信設備機器の導入、業務継続計画に対応するために必要な電源の確保や通信ネットワークのバックアップ化
- ・非常用電源や給排水設備の耐震性確保
- ・食料等の備蓄やそのためのスペースの確保
- ・災害も見据えたトイレや一定期間の飲料の確保
- ・セキュリティを確保した上で、災害時に受援力を発揮できるスペースに転用可能な柔軟な空間設計と支援活動を支える仕組み・スペースの整備（フリースペース等を活用した復興支援ボランティア、救援物資受入れスペースの確保 など）
- ・本庁舎周囲の洪水による浸水に対応するための一時的な避難先としてのスペース確保

⑤交流・創造機能

- ・市民の交流を支える会議室（多目的室）等の適切な配置
- ・市民の憩いや活動、交流を育むスペース、民間団体の創造的活動の拠点やイベントなどに利用できるようなスペースとしての有効活用

- ・暮らしに役立つ情報の発信や行政資料・市ホームページの閲覧等の情報収集ができるスペースの設置
- ・本庁舎周囲の屋外スペースと隣接する総合体育館、グラウンドや公園等との機能的・空間的なつながりに配慮

3) その他機能の基本的な考え方

その他機能の基本的な考え方は次のとおりとし、基本計画の策定や基本設計等の機会に具体的な検討を行います。

①消防本部機能

再編計画では、消防本部（大船消防署（消防本部）・深沢出張所）は、深沢地域整備事業用地（行政施設用地）へ移転整備することを示しています。このため、基本方針に掲げた「堅固な建物で 災害時に頼れる本庁舎」を踏まえるとともに、消防本部機能の規模や整備コストの観点も考慮しつつ、本庁舎との一体的な整備を進めます。

②地域活動支援機能・地域図書館・地域学習センター機能

再編計画では、深沢行政センターの機能のうち、窓口機能は本庁舎やコンビニエンスストア等が、地域活動支援機能、図書館、学習センター機能は地域拠点校がそれぞれ担うこととしています。しかし、市民対話で、日常的な市民の交流や活動が災害時の共助機能に寄与するという意見があったこと、e-モニターアンケート結果で、本庁舎に併設する機能として地域の図書館・学習センター機能の要望があったことを踏まえ、本庁舎整備に当たってはこれらの機能を導入することについて検討します。

③その他の機能

コンビニエンスストアの併設といったものだけでなく、事業手法の検討に併せて、民間資金や民間のノウハウを生かすため、民間機能の導入も検討していきます。

第4章 新たな本庁舎の規模やコスト

4-1 本庁舎の規模

1) 本庁舎の規模（延べ床面積）の検討

本庁舎に必要な延べ床面積については、次に示す視点を踏まえ、引き続きコンパクト化を目指していきます。

①面積検討の視点

基礎調査で算出した本庁舎に必要な延べ床面積を約 25,000 m²~30,000 m²として検討を進めてきましたが、本基本構想第3章における新たな本庁舎のあるべき姿（目標とする基本理念）で「市民のニーズや社会情勢の変化に応えるコンパクトな本庁舎」と掲げていることや、基本方針に「最小限の機能を備えコンパクトで効率的な本庁舎」を示したことから、可能な限りコンパクト化を目指し、コストの抑制に努めます。

これまでは、必要な延べ床面積を最大側の 30,000 m²（建設単価 60 万円/m²で 180 億円）で検討を進めてきましたが、今後は 5,000 m²コンパクト化した 25,000 m²を本庁舎に必要な延べ床面積の目標（上限）とします。これにより、整備に要するコストは、建設費の動向の影響を受ける可能性はありますが、現在の検討に使用している建設単価で算出すると 30 億円抑制することができる計算になります。引き続き、社会情勢の変化を注視し、更なるコンパクト化と柔軟に対応できる本庁舎を目指します。

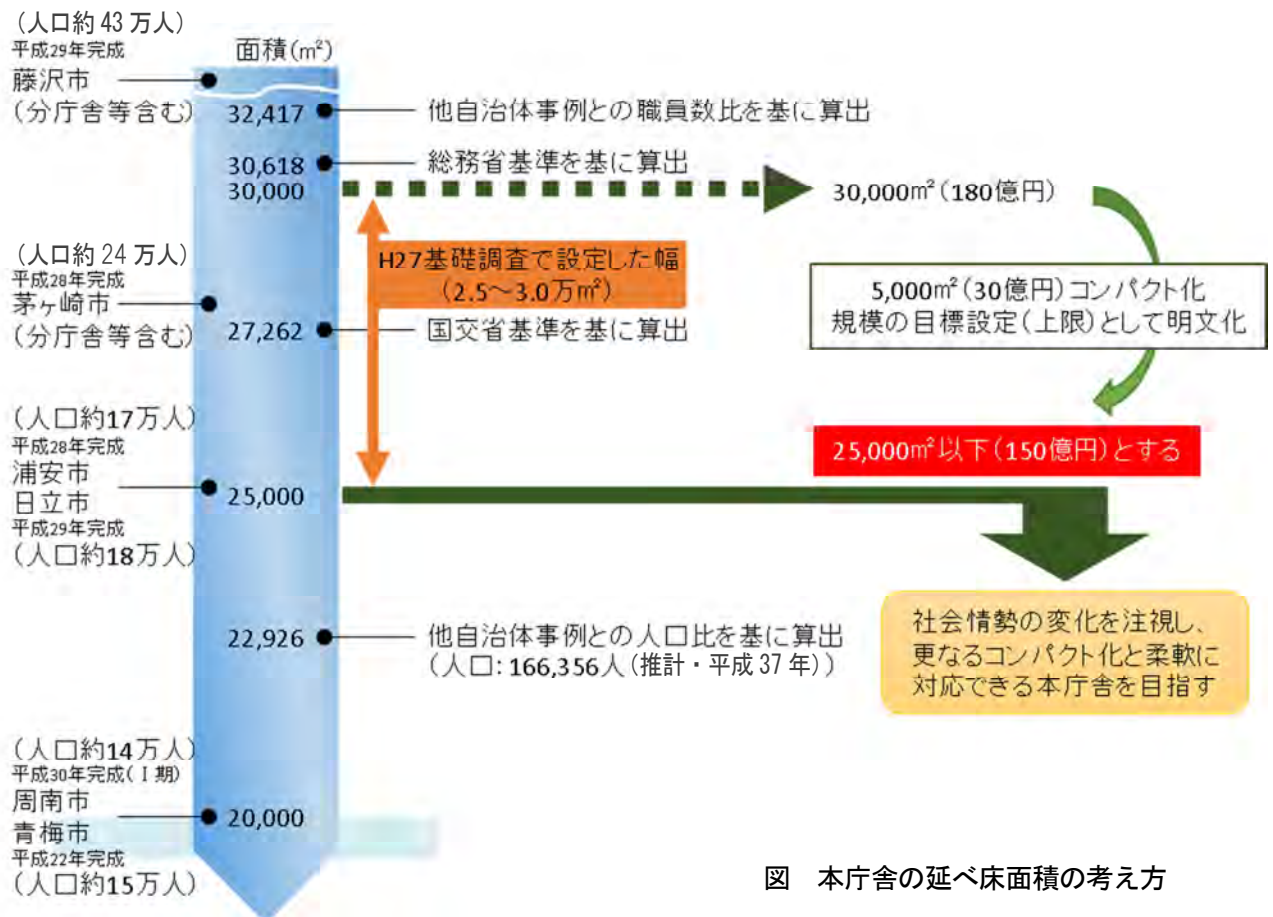


図 本庁舎の延べ床面積の考え方

②防災機能及び市民交流スペース

総務省基準に含まれない防災機能（災害対策本部、備蓄倉庫等）及び市民交流スペース（市民交流のための会議室、ラウンジ、プラザ等）の床面積については、他自治体の事例を考慮して、総務省基準庁舎面積を0.1406倍（基礎調査における係数を引用）して算出すると、本庁舎の延べ床面積を約25,000㎡のうち、約3,077㎡となります。

なお、防災機能及び市民交流スペースの床面積は、現段階の目安であり、引き続き各機能の配分等も含めて検討していきます。

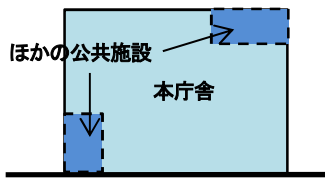
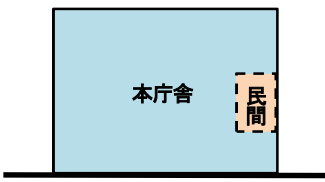

2) 将来的に不要となる面積への対応の検討

本庁舎に必要な延べ床面積のコンパクト化に伴い、バリアフリーやユニバーサルデザインがおろそかにならないように配慮する必要があります。

また、開庁後の人口減少も想定される中、市職員や議員定数の見直しなども考えられますが、これらを見込んだ延べ床面積で整備することは難しいため、将来的な対応策の検討も必要となります。

将来的に不要となる床面積の対応策としては、「ほかの公共施設を集約化できるように建てる」、「一部を民間に貸せるように建てる」、「本庁舎と別棟に分けて建てる」などが考えられます。

表 将来不要となる面積への将来的な対応策のイメージ

考え方	ほかの公共施設を集約化できるように建てる	一部を民間に貸せるように建てる	本庁舎と別棟に分けて建てる
イメージ			
解説	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設同士であるため、階や位置等を柔軟に設計できる。 	<ul style="list-style-type: none"> 当初から動線や管理区分等が分けられるように設計する必要がある。 特に高層階では縦動線（EV）等を別にする等の工夫が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> 別棟として建設することにより、将来不要となった別棟部分を民間に貸したり、減築したりすることが容易となる。

4-2 建設費と財源の想定

1) 本庁舎整備に関する事業費

本庁舎整備に関する事業費の概算については、目標設定した本庁舎の延べ床面積 25,000 m²を前提に、他自治体の基本構想の事例などを参考に試算したところ、下表のとおりとなります。概算費用はあくまで試算であり、導入する機能や整備手法、社会情勢等により変動する可能性があります。今後、基本計画や整備手法の検討を進めていく中で、事業費についても精査していきます。

表 本庁舎整備に関する事業費（概算）の試算

	費目	内容	概算費用
本庁舎	建設工事費	建物（25,000 m ² ）を建設する費用	150 億円
	外構工事費	本庁舎周囲の屋外スペースの通路や屋外駐車場、植栽など（約 9,000 m ² ）を整備する費用	3 億円
	調査・設計費	調査等の業務（基本計画策定、事業手法調査、地盤調査、アドバイザー業務等）、設計業務（基本・実施設計、工事監理）などに要する費用	4 億円
	備品更新費 （初度調弁）	備品更新に要する費用（建設工事の3%で試算）	5 億円
	移転費	引っ越しに要する費用（1.5万円/m ² で試算）	4 億円
	本庁舎整備に関する事業費		

※駐車場を自走式の2層等とする場合、建設工事費が増加し外構工事費が減少します。上記には、合築する施設の外構工事費も含まれています。

※電話・LANなどのシステムや設備の移設費等を含んでいません。

※現時点の概算であるため端数を切り上げ、消費税等相当額は8%で試算しています。

※消費税等相当額が10%になった場合、整備に関する事業費 166 億円/108%×110%で計算すると、約3億円の増額という試算になります。

2) 財源

整備に必要な財源について、現在、考えられるものは「①基金」、「②地方債」、「③国庫補助金」、「④一般財源」の四つですが、引き続き民間活力を利用した事業手法による整備を目指し、財政負担を軽減していくことを検討します。

検討に当たっては、庁内の検討体制を整えつつ、財政負担を削減した先進事例（下表参照）及び、設備機器設置の初期投資に必要な資金調達と維持管理をまとめて民間事業者に委ねることで、初期投資の負担を軽減するとともに、設置から維持管理に必要なコストの平準化を図る手法など、新しい手法も参考にして、その良いところを組み合わせるなど、財政負担の軽減に取り組みます。

表 庁舎整備の先進事例

事例	概要
神奈川県 高津合同庁舎	<p>県有地を借地として事業者を提供して地代を得る一方で、事業者がインドアテニスを中心とした複合施設（計画では、インドアテニス、フィットネス、コンビニエンスストア、認可外保育所と行政施設（県税事務所等）として建設した建物に、テナントとして神奈川県が床を借りて入居し、賃料を支払う手法。</p> <p>賃料等の負担が地代を下回ることで、県の費用負担が削減されている。複合施設（延床面積約 5,000 m²）は地上 5 階建てで、行政施設は 1 階の一部と 2 階部分に整備（入居）予定。</p>
東京都 豊島区庁舎	<p>小学校等跡地での市街地再開発事業として新庁舎を移転建替えている。民間事業者と共同して複合施設（豊島区新庁舎、商業施設、分譲マンション）として建設した建物について、小学校等跡地の権利変換で得る権利床と保留床を取得することで新庁舎を整備した手法。</p> <p>旧豊島区庁舎跡地及び旧公会堂跡地の 70 年間の定期借地料として 191 億円を区が受け取ることで、新庁舎の保留床購入費の約 140 億円、旧公会堂跡地内の新ホール整備費の約 50 億円という区の費用負担が削減されている。</p> <p>複合施設（延床面積約 95,000 m²）は地上 49 階・地下 3 階建てで、新庁舎は、1 階の一部と 3～9 階（専有面積約 25,600 m²）部分に整備。</p> <p>地権者住戸を除いた分譲部分は民間事業者が販売している。また、旧豊島区庁舎跡地及び旧公会堂跡地は、民間事業者が民間オフィスビル、文化施設等として整備する中で、豊島区の新ホールも整備予定。</p>

①基金

平成 29 年（2017 年）度から本庁舎整備基金として毎年約 5 億円を積み立てており、今後開庁予定年度（2028 年度）までの間で、8 年間積み立てた場合は、約 40 億円となります。

②地方債

平成 29 年（2017 年）度決算による実質公債費比率（公債費による財政負担の度合いを客観的に示す指標）は 0.3%であり、早期健全化基準の 25%以上や地方債の活用に総務大臣又は都道府県知事の許可が必要となる 18%以上を大きく下回っており、本庁舎や消防本部等の施設整備には、次のような地方債の活用が考えられます。なお、地方債は、実質公債費比率などの指標を注視しながら、計画的な活用を図っていきます。

表 検討対象の地方債の例

事業	内容・要件等
一般事業 充当率 75%	ほかの公共施設の整備状況、用地確保の状況、財源計画の確実な見通しや事業の緊急度等を十分勘案すること
防災対策事業	【防災基盤整備事業】 ・消防防災施設整備事業（充当率 75%） 防災・減災に資する消防防災施設の整備に関する事業で地域防災計画との整合性を図りつつ行う事業（防災拠点施設などの整備に関する事業） ・津波浸水想定区域移転事業（充当率 90%） 津波浸水想定区域内にあり、地域防災計画上、津波対策の観点から移転が必要と位置付けられた公共施設及び公用施設の移転 職員一人当たり面積（35.3 m ² まで）など、上限額などの条件あり
緊急防災・減災事業 充当率 100%	大規模災害時の防災・減災対策のために必要な施設の整備 など

③国庫補助金

現在、本庁舎の整備に関する直接的な補助制度はありませんが、間接的に利用できる補助金等の活用について、引き続き研究していきます。

④一般財源

基金、地方債及び国庫補助の不足分に、一般財源を充当します。

第5章 本庁舎等整備とまちづくり

5-1 まちづくり・公共施設再編における三つの拠点の役割

1) 市の構造からみる三つの拠点の役割

本庁舎等整備とまちづくりの関係について、関連する行政計画を踏まえて、シビックエリア形成の方向性を整理するに当たり、「活動主体（市民利用・行政サービス）」と「時点（平時・災害時）」の観点で市民サービスに必要な場と三つの拠点（鎌倉地域・大船地域・深沢地域）の役割を整理しました。

表 市民サービスに必要な場の基本的な考え方

		市民サービスに必要な場	
		行政サービスとしての場	市民利用としての場
時点	平時	・窓口サービス ・執務、内部管理 など …①	・経済活動、市民活動 など …②
	災害時	・災害対策本部 ・救援物資、ボランティアの受入れ など …③	・避難所、情報収集 など …④

①平常時：行政サービスとしての場

再編計画では、各地域の支所にある地域活動支援機能を地域拠点校に、戸籍等証明書の交付やその他の窓口機能は本庁舎などに集約することとし、証明書のコンビニエンスストアでの交付に取り組んでいます（現在は、住民票と印鑑証明の写しの交付のみ）。行政サービス機能は、新たな本庁舎のほか、大船地域や鎌倉地域の現在地で確保していきます。

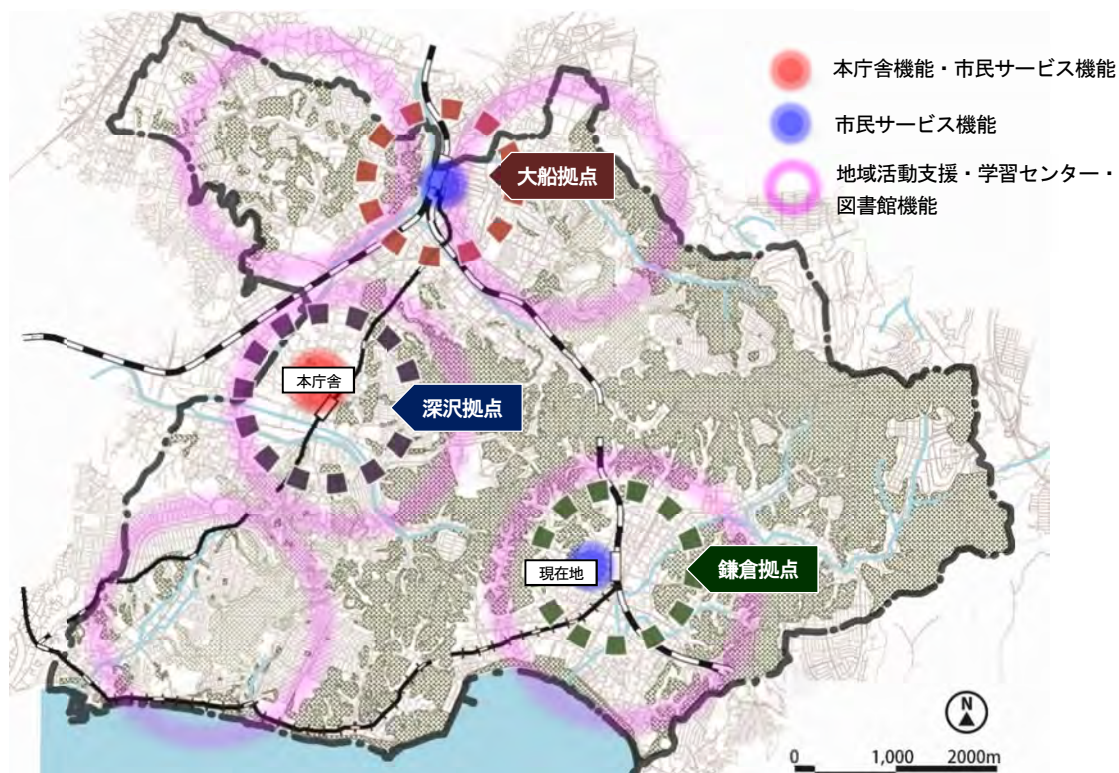


図 平時：行政サービスとしての場

②平時：市民利用としての場

各拠点では、現況の土地利用や立地特性から、次のような市民利用の場となることが考えられます。



図 平時：市民利用としての場

③災害時：行政サービスとしての場

災害時、本庁舎は災害対策本部として、市内各所の行政施設や警察署、消防署、医療施設等との連携や緊急時等の対応力、人的・物的支援の受援力が求められますが、二次災害として土砂災害や液状化が起こり、緊急輸送に影響を与える可能性があります。本庁舎が防災拠点として機能するためにも緊急輸送道路からのアクセスや地域防災計画、業務継続計画との調整を図っていきます。また、業務継続計画で、現在も本庁舎の代替施設を定めているように、新たな本庁舎の整備に当たっても、被災した場合を想定して複数の代替施設を定めていきます。

現在、災害発生直後から緊急輸送を円滑に行うため、次の図に示すように横浜方面から鎌倉地域方面へのアクセス(県道21号横浜鎌倉線)や国道134号が第1次緊急輸送道路(緊急交通路指定想定路)に指定されています。また、藤沢方面からの深沢地域経由での鎌倉地域へのアクセス(県道32号藤沢鎌倉線と県道311号鎌倉葉山線)が第2次緊急輸送道路も指定されています。本庁舎の移転に伴い、緊急輸送道路については、利用特性による区分^{*18}を踏まえて、見直しを図っていきます。

また、地域防災計画では地震・津波災害、風水害のいずれの場合でも、緊急輸送手段としては車両、船艇、鉄道車両及び航空機（ヘリコプター）を想定しています。本庁舎は防災拠点としての機能を担いますが、市内全域への人的・物的支援の供給については、発災直後の避難状況や併発の可能性がある液状化や土砂災害等の状況も踏まえながら、警察や自衛隊等と連携して適切な手段で各所へ輸送するとともに、市外から直接アクセスが可能な地域では、防災拠点を經由せず、直接被災地に救助に向かえるよう、通信体制の整備等を進めることも必要です。

なお、鎌倉地域については津波被害に加え、土砂災害が起こる危険性のある山に囲まれており、経路が分断された際には早急な対応が必要となることから、迅速な緊急啓開路線^{※19}の検討、被害状況に応じた道路やトンネルの復旧に取り掛かることができる体制を整えておく必要があり、重機を保有する建設業協会等の団体との連携協定締結等にも更に取り組んでいきます。

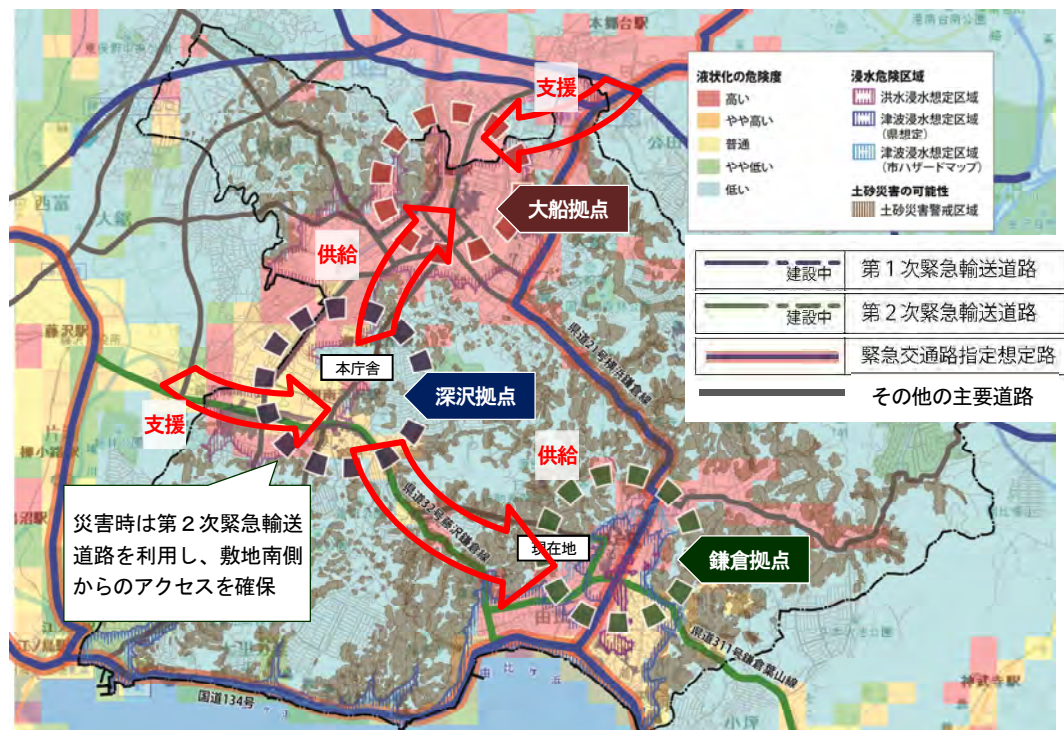


図 災害時：行政活動のための場 (出典：e-かなマップ (地震災害危険度マップ) を基に作成)

※18 緊急輸送道路の利用特性による区分

(出典：国土交通省ホームページ「緊急輸送道路」<http://www.mlit.go.jp/road/bosai/measures/index3.html>)

第1次緊急輸送道路ネットワーク	県庁所在地、地方中心都市及び重要港湾、空港等を連絡する道路
第2次緊急輸送道路ネットワーク	第1次緊急輸送道路と市町村役場、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、主要駅、港湾、ヘリポート、災害医療拠点、自衛隊等）を連絡する道路
第3次緊急輸送道路ネットワーク	その他の道路

※19 緊急啓開路線：倒壊建物や土砂、看板、電柱等の障害物による交通障害が発生した場合に、早急に最低限の瓦礫処理や簡易な段差修正等を行い、主要公共施設や緊急輸送道路への緊急車両の通行を確保するアクセス経路であり、本市の地域防災計画でも災害時に緊急啓開路線を選定することとしています。

緊急啓開路線の選定基準	(1) 病院等主要公共施設や市役所、警察署、消防署等の防災関係機関を結ぶ路線 (2) 緊急輸送路 (3) 主要な防災拠点に接続する路線 (4) その他上記のルートを補完する路線
-------------	---

(出典：鎌倉市地域防災計画 (地震災害対策編) (平成25年2月))

④災害時：市民利用としての場

市では市立小中学校のスペースを利用して食料や防災資機材を備蓄している避難所（ミニ防災拠点）や、地震等災害時に火災の延焼拡大により避難所に留まることが危険になった場合に避難する広域避難場所を指定しています。そのため、本庁舎は特に災害対策本部として鎌倉市全体を支援する機能の充実を図り、各避難所との連携を高めることで緊急対応への効率性を高める必要があります。また、本庁舎、各支所及び避難所には、市民が新たな情報を求めて訪れることも想定されることから、災害対策本部を中心として、市全域で被災者等への情報提供能力を高める必要があります。



図 災害時：市民利用（避難所、広域避難場所、情報収集等）のとしての場

5-2 本庁舎等整備とまちづくり

本庁舎の移転整備により賑わいが増すなど、本市や深沢地域周辺のまちづくりや、深沢地域整備事業用地でのシビックエリア形成による効果が期待できます。

1) 三つの拠点を中心としたまちづくり

鎌倉・大船・深沢の三つの拠点が地域特性を生かしつつ、都市機能の集積と市民生活の向上を図る拠点として充実・発展しながら、相互に作用し、それぞれの地域に新たな価値を創造することで、鎌倉市全体の活力や魅力の向上につながります。

そこで、三つの拠点のまちづくりの新たな視点とコンセプトを次のとおりとし、拠点を中心としたまちづくりを進めます。

表 拠点の視点とコンセプト

区分	視点とコンセプト
鎌倉拠点	<ul style="list-style-type: none"> ○古都鎌倉としての風格を堅持した市民自治のベース ○市民自治のベースとなる市民交流の場 ○これにより、古都の魅力の発信・向上を推進し、住みたい・住み続けたいまち鎌倉を実現する ○鎌倉のブランド力向上
大船拠点	<ul style="list-style-type: none"> ○鎌倉の人口を支える活力としての拠点 ○産業集積の維持による機能強化、職住近接、働くまち鎌倉の実現 ○新規成長産業の事業展開の推進、集積の誘発 ○地域経済の推進 ○産業構造の維持
深沢拠点	<ul style="list-style-type: none"> ○鎌倉と大船の魅力・特性を生かし、新たな価値を創造するまち ○住みたいまち鎌倉を実現する新しいライフスタイルの提案ができる拠点 ○鎌倉に住み、鎌倉で働くというライフスタイルを支えられる拠点 ○新たなライフスタイルの発信 ○拠点間ネットワーク形成と相乗効果

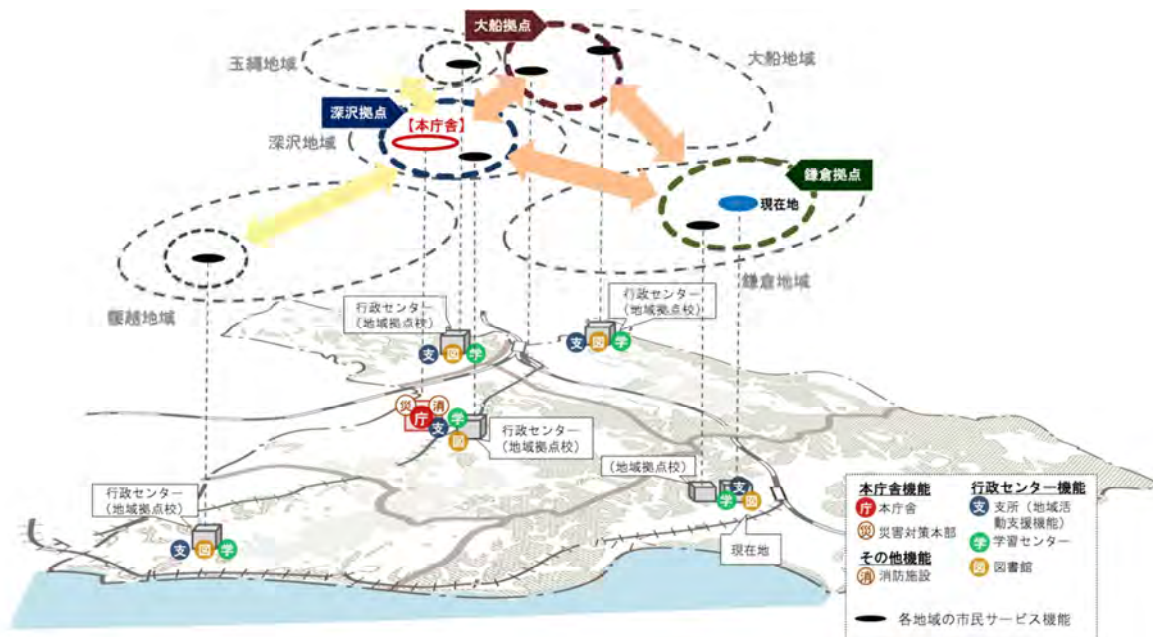


図 三つの拠点を中心としたまちづくりのイメージ

2) 本庁舎等整備とまちづくり

深沢地域整備事業では、本庁舎の移転整備のほか、賑わいや交流の創出、防災機能の拠点化、新しい拠点の形成、新しいまちの構築が期待されています。居住者・通勤者・来街者の視点に立ち、積極的に先進的な技術や市民活動・交流機能を導入することで「新たなライフスタイル形成」に向けたモデル区域の役割も期待されます。

行政施設用地では消防本部や総合体育館やグラウンド、公園の整備も予定しており、各々が連携しながら、シビックエリアを形成し、複合的な行政サービスや市民利用の場を確保することにより、市民の利便性の向上、来街機会の誘発も期待できます。また、来街者の増加は、深沢地域整備事業区域内の施設利用の促進だけではなく、湘南モノレール沿線を含む周辺地域のまちの活性化も期待できます。更に、深沢地域整備事業のまちのコンセプト『人とまちのヘルシーエイジング 鎌倉深沢ウェルネススクエア^{※20}』の実現により、一歩進んだウェルネスのバリュー（価値）の創造などが期待できます。

これらについて、目指すまちづくりとの関係は次のとおりです。加えて、本庁舎移転後の現在地における市民サービス機能の整備、生涯学習センター、図書館の再編などにより、賑わいや憩いの創出を図ることで、本市の持続可能な都市経営につながる都市創造や、鎌倉のまちや地域の価値を高めることが期待されます。

①湘南深沢駅と周辺地区の関係

- ・駅前広場の整備や湘南深沢駅のバリアフリー化
- ・村岡新駅（仮称）との路線バスのネットワーク強化

②本庁舎等や深沢地域整備事業用地（行政施設用地）と周辺の関係

- ・本庁舎等における地域活動や学習機能の導入による豊かな市民生活の支援
- ・総合体育館やグラウンドを活用したスポーツや健康等の増進、交流の促進
- ・医療、福祉、介護、子育て、健康増進システム等に関する民間事業者等との連携
- ・主要道路や事業区域全体に対する景観の先導的な取組
- ・公園、グラウンド、本庁舎周囲の屋外スペース等の緑やオープンスペースのつながりを持たせ、歩行者ネットワークの形成と潤いのある環境づくり

③災害時の公民連携

- ・オープンスペースを活用した一時避難場所の確保
- ・災害時における避難場所の提供、物資供給などに関する深沢地域整備事業区域内の商業・業務施設との官民協定の締結

※20 平成 27 年度開催した「深沢地域整備事業のまちづくり意見交換会」などでの取りまとめ結果を基に、「ヘルシー（健康維持・増進）」、「ナチュラル（自然・歴史）」、「メッセージ（魅力発信）」、「セーフ（安全・安心）」、「ユニバーサルデザイン（誰にでも快適なデザイン）」、「コミュニティ（交流・出会いの場）」、「アクティブ（暮らし方・働き方・楽しみ方）」の七つの構成コンセプトからにじみ出す『場（スクエア）』として、設定した新しいまちのコンセプト

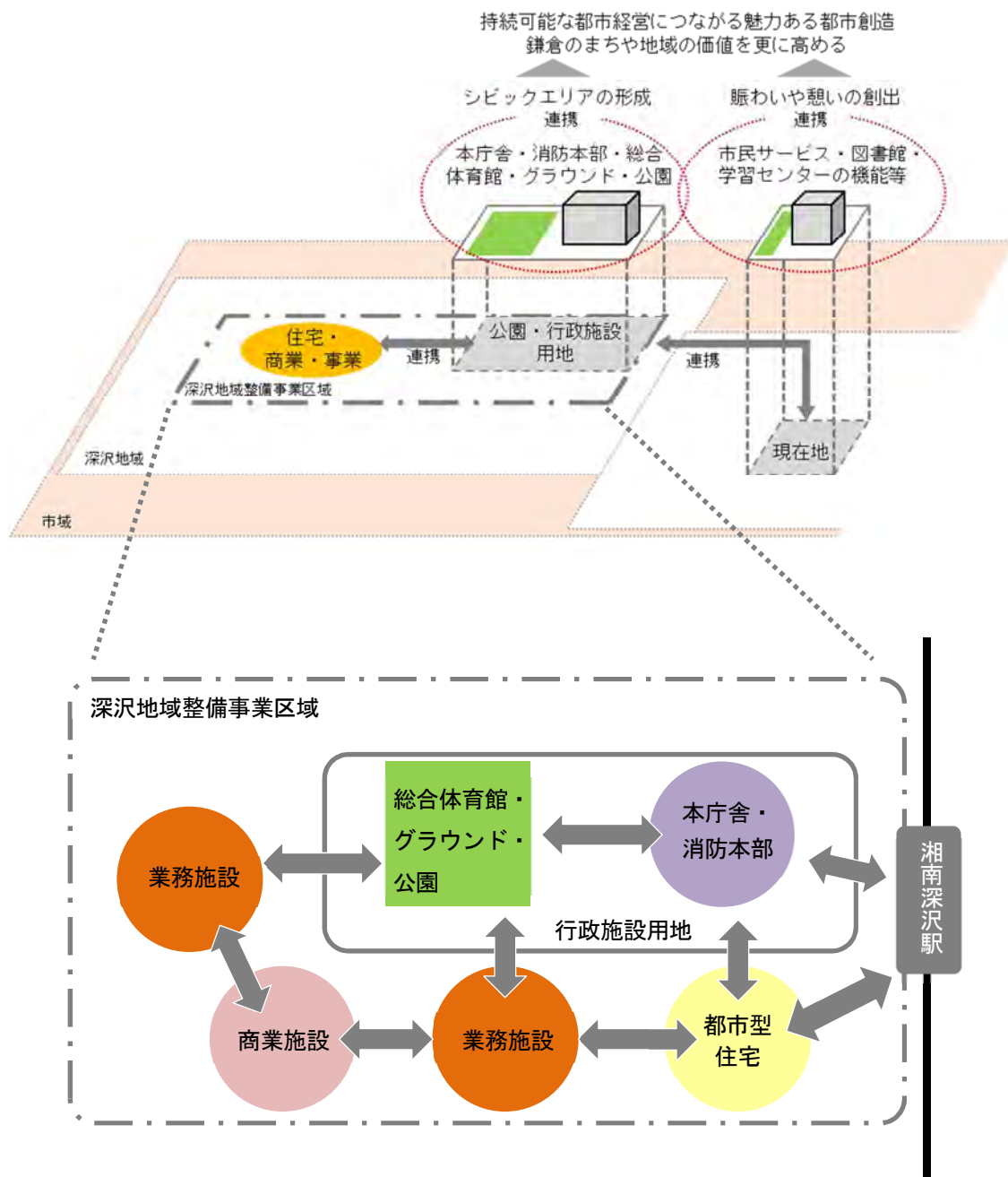


図 本庁舎等整備とまちづくりとの概念

3) 現在地におけるまちづくり

①まちづくりの基本的な方向性

都市マスでは、鎌倉駅周辺拠点（都市拠点）について、「鎌倉地域の中心及び生活拠点として、歴史的遺産、商業・観光、公共公益・文化等の資源を生かしながら、更に機能を充実し景観の整備を図る」としており、公共施設整備に関しては、「文化発信拠点の整備、再編計画を踏まえた公共施設の再編整備」を掲げています。

このため、利活用方針では、現在地の跡地の利活用は、本庁舎の移転により行政サービスが低下しないよう市民サービス機能（主に現在の本庁舎の1階にある機能）の維持と鎌倉地域における公共施設の再編による付加価値の創出、歴史的遺産や海・山に囲まれた豊かな自然環境に恵まれたこのまちで働き、暮らすという新たなライフスタイルの定着に繋がる機能（民間機能を想定）を導入することとしています。

また、官民連携手法を有効に活用することで、公共施設整備費の負担の軽減だけでなく、全市的なまちづくりの推進力となることが期待できます。

利活用方針における鎌倉市役所（現在地）の利活用の基本方針

【利活用の基本方針】

- 市民サービスの提供※・公共施設再編と民間機能の導入による賑わいや憩いの創出
鎌倉駅直近において様々な魅力を発信することで鎌倉のブランド力向上・新たなライフスタイルの提案・
「住みたいまち鎌倉」の実現を目指す。

○市民サービスの提供※・公共施設再編

- ・市民サービス機能の維持と鎌倉地域における公共施設の再編による付加価値の創出
 - ・市民の相談・手続きのための窓口をコンパクトに整備
→親しみやすく身近な市民サービス(窓口)
 - ・ホール(生涯学習センター)、図書館、ミーティングスペースなど、市民の生涯学習、活動の拠点
- ※ 市民サービスや相談のための窓口を残す(主に現在の本庁舎の1階にある機能)とともに公共施設の再編と相まって、生涯学習、芸術文化、市民活動、多世代交流などの拠点化を目指します。

○民間機能の導入

- ・シェアオフィス、子育て施設などの導入による働く環境づくり
→既存の歴史的遺産・自然環境に恵まれたこのまちで、働き、暮らすという新たなライフスタイルの定着

○賑わいや憩いの創出

鎌倉駅直近において様々な魅力を発信することで鎌倉のブランド力向上・新たなライフスタイルの提案・「住みたいまち鎌倉」の実現を目指す。

- ・オープンスペースの活用により、市民や来訪者の憩いの場、子どもから高齢者までの世代間交流等の場を整備
→多世代間交流・地域活性化・魅力発信

図 利活用の効果のイメージ

※ あくまでイメージ図であり、実際の整備計画を表したものではありません。

②現在地に関する市民の意向

平成30年（2018年）度を実施した市民対話（拡張ワークショップ（第2部））における現在地の利活用に関する意向を、利活用方針における現在地の利活用の基本方針に照らし整理しました。

その結果、図書館などの学習・文化機能やイベントスペースなどの交流機能の設置を望む意向は、当該基本方針とおおむね一致していますが、基本方針に示している市民の相談・手続のための窓口や市民活動の拠点、シェアオフィスに代表される働く場などに関する意向は見られませんでした。一方、基本方針に示していない機能として、防災機能や観光機能などが挙げられました。

今後は、これらの意見等を踏まえつつ、利活用の具体化を図り、公共施設の再編と相まって、様々な魅力を発信することで鎌倉のブランド力向上・新たなライフスタイルの提案・住みたいまち鎌倉の実現を目指します。

表 現在地の利活用の基本方針と拡張ワークショップ（第2部）での市民意向のまとめ

現在地の利活用の基本方針	拡張ワークショップ（第2部）での市民意向
○市民サービス機能・公共施設再編 ・市民の相談・手続のための窓口 ・ホール（生涯学習センター）、図書館、ミーティングスペースなど、市民の生涯学習、活動の拠点	○学習・文化機能 ・質の高い（自習スペースの拡充や長時間滞在できる）図書館、映画館などの文化的な施設
○民間機能 ・シェアオフィス、子育て施設などの導入による働く環境づくり	○民間機能 ・商業や産業としての活用 ○子育て支援機能 ・育児のサポート機能
○賑わいや憩いの創出 ・鎌倉駅直近において様々な魅力を発信することで鎌倉のブランド力向上・新たなライフスタイルの提案・「住みたいまち鎌倉」の実現を目指す	○交流機能 ・気軽に立ち寄れるスペース、マルシェやマーケットなどのイベントスペース
—	【その他】 ○防災機能 ・防災備蓄、避難場所、トイレ ○観光機能 ・観光案内施設、バスや駐車スペース ・鎌倉ブランドの発信やアピールのための拠点 ・鎌倉の歴史を伝える施設 ○その他 ・特徴ある食堂

5-3 広域交通ネットワークの形成と本庁舎へのアクセス

1) 広域交通ネットワークの形成

深沢地域整備事業における交通は、本市の隣接市を含めた広域的な交通ネットワークと、それらを踏まえた深沢地域のまちづくりにおける交通と二つの視点をもって考える必要があります。

(1) 外周における骨格的な幹線道路の整備

市街地と海岸の連続性を確保しつつ国道 134 号の機能強化を図ると共に、隣接市と協調しながら、高速横浜環状南線、横浜藤沢線等の整備促進を図り、横浜横須賀道路、逗葉新道と併せた本市外周の骨格的な道路の確保を目指します。

図 【視点 1】 広域的な交通ネットワークの視点に関する整備について

(出典：鎌倉市都市マスタープラン (平成 27 年 9 月))

1) 道路等の整備方針

道路は、主要な拠点間を結び、深沢地域の骨格を形成する「幹線道路」と地域内の交通を担う「補助幹線道路」、及び地域の生活利便性を向上させる「サービス・生活道路」に分類し、整備の方針を策定するとともに、「歩行者ネットワーク」、「駐車場」についても整備の方針を策定します。

(1) 幹線道路

幹線道路は、広域的幹線道路への速やかなアクセスと、円滑な交通処理、及び地域の生活道路への通過交通の流入を防ぎ安全性を向上させるために、地域の骨格となる道路の整備を行います。また、幹線道路は、緊急避難路やライフラインなどの防災機能も持たせていきます。

(2) 補助幹線道路

補助幹線道路は、幹線道路を補完し、ラダー状(梯子状)の道路ネットワークを形成し、安全性、利便性、快適性、防災性など、地区の都市機能の向上を図る道路の整備を行います。

図 【視点 2】 深沢地域のまちづくりにおける交通の整備について

(出典：深沢地域の新しいまちづくり基本計画 (平成 16 年 9 月))

隣接市における道路整備との整合を図りつつ、本市の外周に骨格的な幹線道路(高速横浜環状南線、横浜藤沢線等)や、それらの道路に接続する幹線道路(県道 304 号腰越大船線や県道 32 号藤沢鎌倉線)の整備が行われることで、深沢地域整備事業区域と幹線道路へのアクセスの向上と円滑な交通処理が期待されます。これにより、万一、周囲の緊急輸送道路が液状化や土砂災害等で不通になった場合でも、代替道路や迂回道路として有効な動線となり、災害時の対応力が高まるものと考えます。

更に、幹線道路を補完するラダー状(梯子状)の補助幹線道路を整備することにより、道路ネットワークが形成され、地域の安全性、利便性、快適性、防災性などの機能向上を図ります。



図 骨格的な幹線道路 (出典：鎌倉市都市マスタープラン (平成 27 年 9 月))

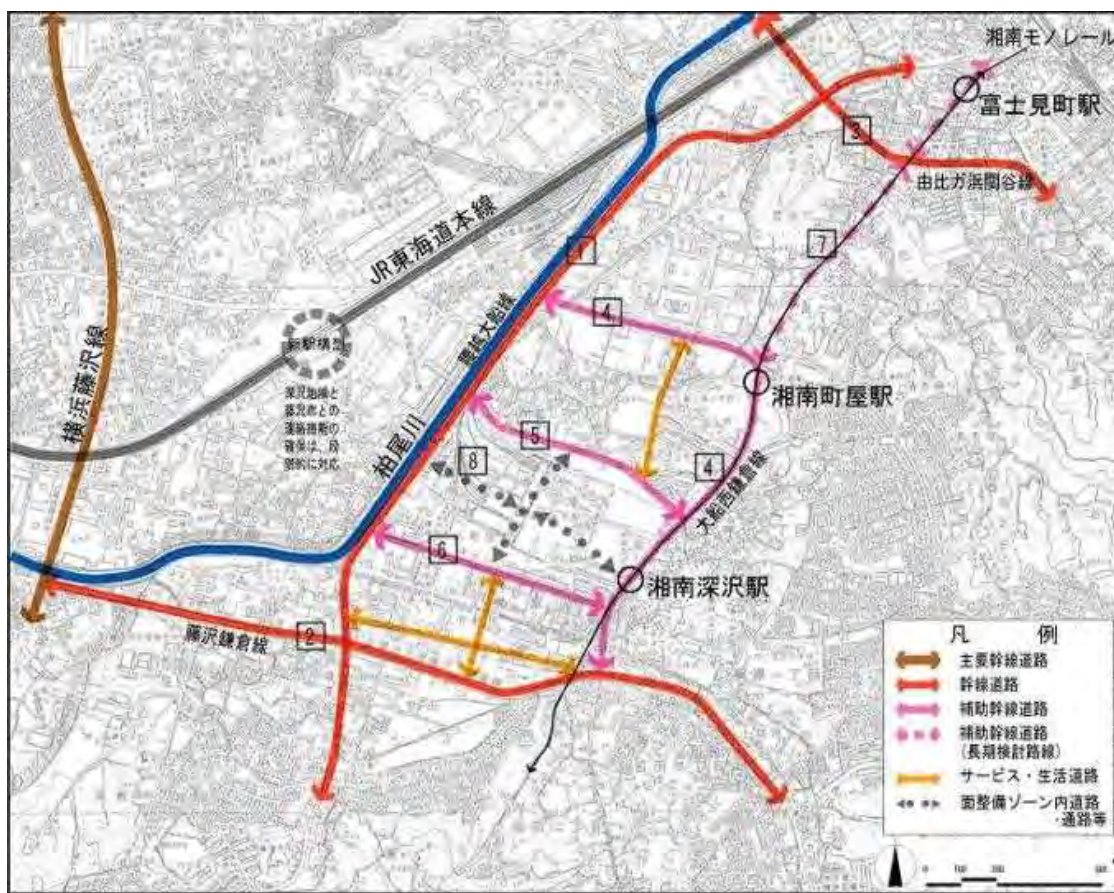
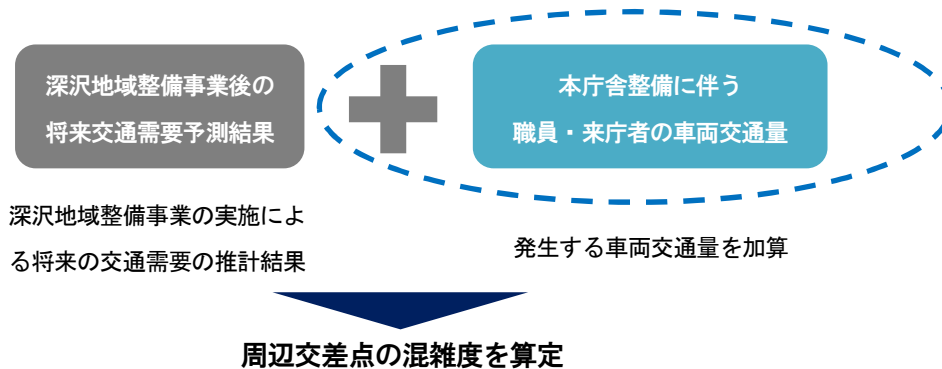


図 交通に関する整備方針 (出典：深沢地域の新しいまちづくり基本計画 (平成 16 年 9 月))

2) 本庁舎整備に伴う周辺交差点への影響の検証

本庁舎整備に伴う車両交通量の増加による周辺交差点への影響について、利活用方針を検討した際に検証しており、引用して再掲します。

検討に当たっては、将来の交通需要の推計結果である、平成 20 年（2008 年）東京圏パーソントリップ調査^{※21}の現況・将来 O D^{※22}（自動車起終点）に、村岡新駅（仮称）設置に伴う将来の交通需要及び新たな都市拠点（藤沢市村岡地区と鎌倉市深沢地区）の事業実施に伴う新たな交通需要を勘案した将来交通需要予測結果を基に、本庁舎整備に伴う職員や来庁者による車両交通量の増加分を加えた交通量により、周辺交差点の混雑度を算定しました。



①職員の通勤による影響の想定

本市の全職員数 1,442 人（非常勤嘱託職員等を除く、平成 29 年（2017 年）4 月 1 日時点）の通勤先の実態を踏まえ、本庁舎移転によって深沢地域整備事業用地（行政施設用地）が将来的に勤務先となる職員数を 1,224 人と推計した上で、当該職員の交通手段から推計した車両数 393 台（バイク 190 台、自動車 203 台）を将来交通需要予測結果に追加しました。また、路線バスの定員を約 50 名程度と仮定し、大船方面行きは 1 本の増発、鎌倉・梶原方面行きは増発の必要なしと想定し、大船方面にのみ大型車を 1 台分追加して影響を検証しました。

<p>■現在の勤務先が本庁舎、第 3 分庁舎、神奈川県鎌倉水道局（教育委員会の一部）</p> <p style="text-align: center;">1,039 人</p>
<p>■本庁舎の移転後に執務室の集約等により移転先に勤務（深沢地域整備事業用地に集約予定の消防本部職員含む）</p> <p style="text-align: center;">185 人（集約を想定する施設 146 人+集約する消防本部・消防署 39 人）</p>
<p>合計：1,224 人</p>

※21 東京圏パーソントリップ調査：10 年に一度、夜間人口約 15,000 人を目安としたゾーンを最小単位とし、ゾーン内もしくはゾーン間で「どのような人が」「どのような目的で」「どこからどこへ」「どのような交通手段で」移動したかなどを調べるものです。この結果を用いることで、鉄道や自動車、徒歩といった各交通手段の利用割合や交通量などを求めることができます。

※22 OD: Origin^{オリジン}（起点・出発点）と Destination^{デスティネーション}（終点・目的地）の略であり、OD 表は出発地から目的地に向かうトリップ数を発ゾーンと着ゾーンの対応関係ごとに整理したものとなっています。

②来庁者による影響の想定

現在の本庁舎の駐車場（バイク、自転車除く）の平均利用台数は約 500 台/日（切り上げ）であり、開庁時間を約 9 時間とすると、約 60 台/時（切り上げ）と推計されます。

平成 27 年度（2015 年度）道路交通センサス^{※23}によると、腰越大船線のピーク比率（昼間 12 時間に対するピーク時 1 時間当たりの交通量の割合）は 9.6% でした。来庁車両（自動車）についても、ピーク比率と同等に仮定し、12 時間分に換算した台数（720 台）に対して、ピーク時 1 時間当たりの来庁車両の台数を約 70 台と想定しました。

- ・ 来庁車両の台数（12 時間換算）：60 台/時 × 12 時間 ≒ 720 台/12 時間 … ㊤
- ・ ピーク時の来庁車両の台数：㊤ × 9.6% ≒ 約 70 台/時

③検証対象とする交差点

深沢地域整備事業用地の直近にある「深沢小入口交差点」を検証の対象としました。

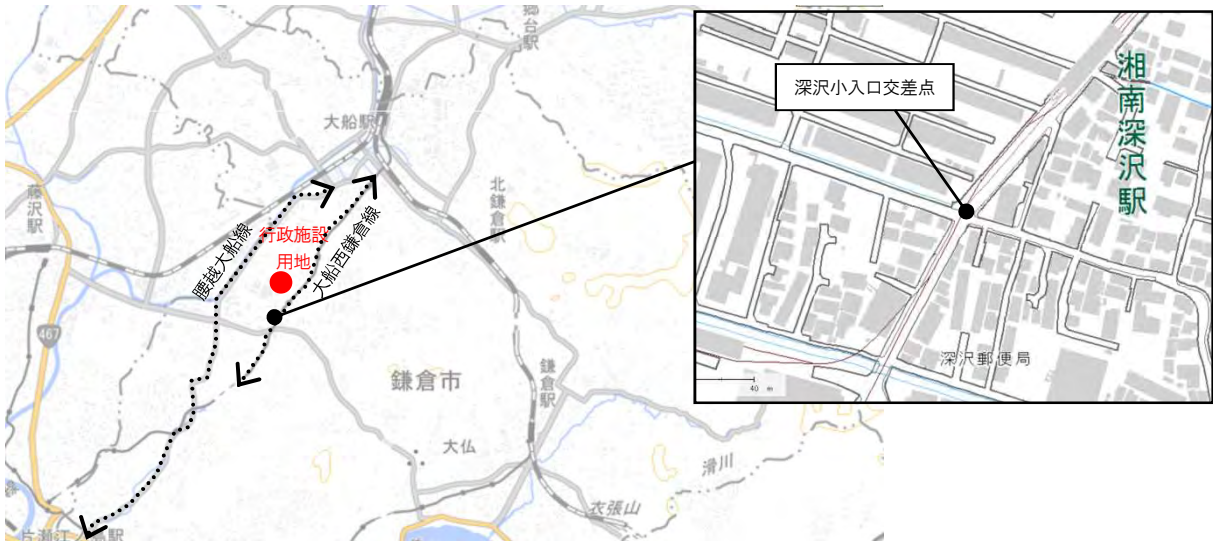
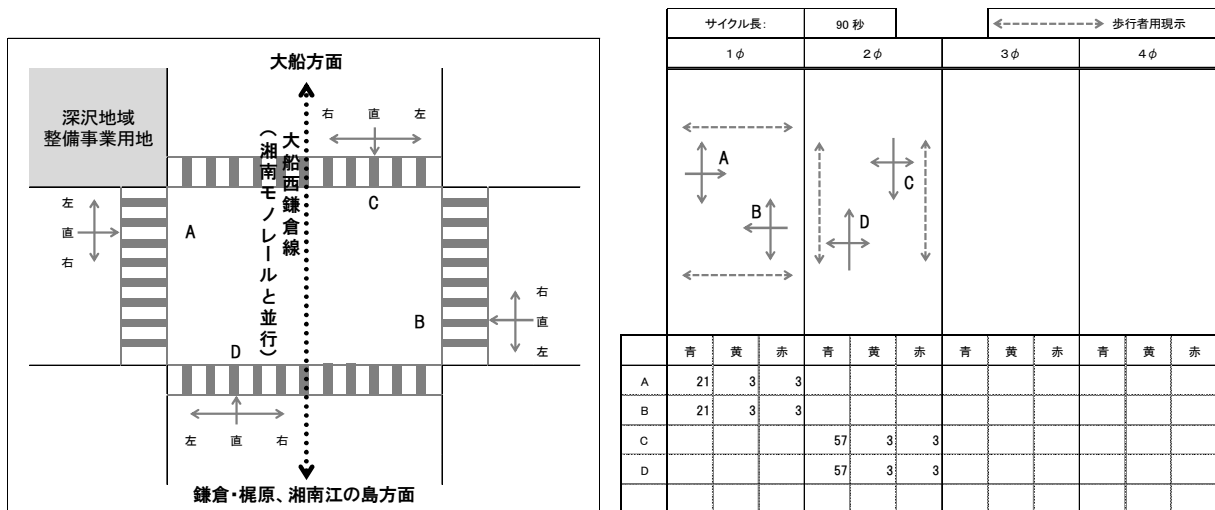


図 深沢小入口交差点の位置



④周辺交差点への影響の検証

深沢地域整備事業後の将来交通需要（深沢地域整備事業が実施され、かつ村岡新駅（仮称）が整備された場合の2030年時点の将来交通量）の推計に、職員の通勤時と来庁者の車両を追加し、混雑度^{※24}を算出しました。算出に当たっては、この検証ではあえて職員の通勤時と来庁者のピーク時が重なると仮定し、職員のバイク・自動車（計393台）及び来庁者の自動車（約70台）の合計463台を大船西鎌倉線のそれぞれの方面の交通量の比率（198:207）に応じて振り分け、各推計パターンの交通量に追加（路線バス（大型車1台）は、別途交差点南側に追加）しました。その交通量を交差点の設計上の基準交通量で除して混雑度を算出しました。

その結果、深沢小学校入口交差点の混雑度は、本庁舎を整備しない場合の混雑度が0.33（交差点北側）、0.38（交差点南側）であったのに対し、本庁舎を整備した場合の混雑度は、交差点北側で車両数238台（路線バス（大型車1台）含む）追加すると0.52に、交差点南側で車両数226台追加すると0.57になると推計されました。本庁舎を整備することで、それぞれ約0.2ポイント増加しますが、いずれも混雑度は1.0未満であり、昼間12時間を通じて道路が混雑することなく、円滑に走行できると推定できます。このため、周辺交差点への影響の検証結果は、次のとおりでした。

本庁舎移転後も深沢小入口交差点（大船西鎌倉線）は両方向ともに混雑度が1.00未満であり、本庁舎の移転による周辺交差点への混雑の影響はないものと想定できます。

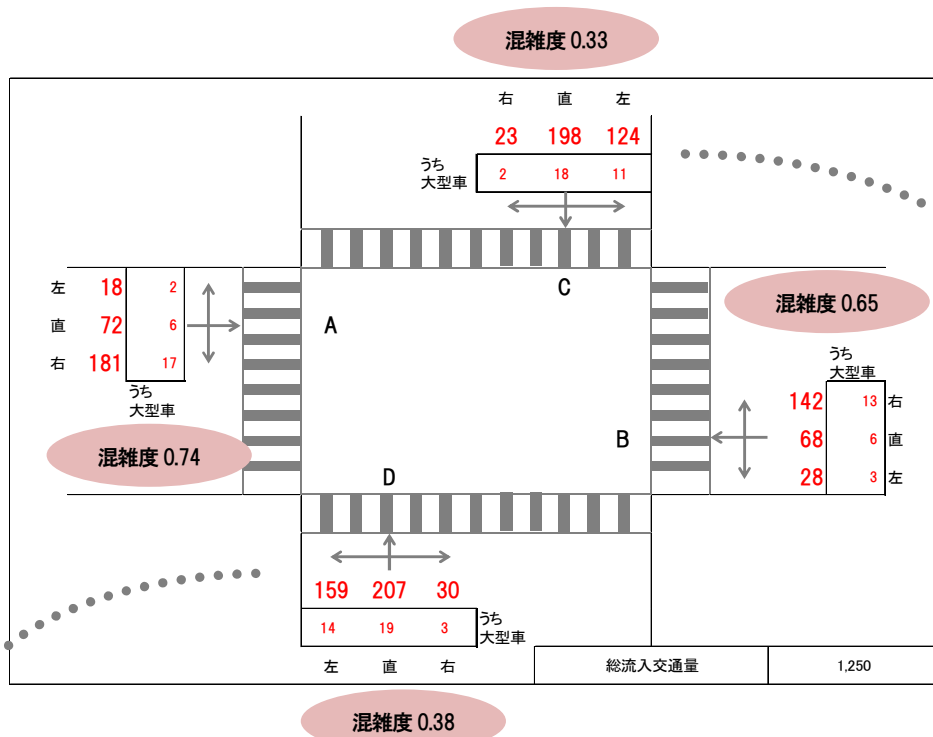
※24 混雑度：次の数式で算出される指標であり、1.0を超えた場合は設計時に想定していた状態よりも過度にその道路が利用されていることを意味するものです。

$$\text{混雑度} = \text{交通量} \div \text{設計上の基準交通量}$$

表 混雑度の解釈（出典：道路の交通容量（昭和59年9月（社）日本道路協会）を基に作成）

混雑度	交通状況の推定
1.0未満	昼間12時間を通じて、道路が混雑することなく、円滑に走行できる。渋滞やそれに伴う極端な遅れはほとんどない。
1.0～ 1.25	昼間12時間のうち道路が混雑する可能性のある時間帯が1時間～2時間（ピーク時間）ある。何時間も混雑が連続するという可能性は非常に小さい。
1.25～ 1.75	ピーク時間はもとより、ピーク時間を中心として混雑する時間帯が加速度的に増加する可能性の高い状態。ピーク時のみの混雑から日中の連続的混雑への過度状態と考えられる。
1.75以上	慢性的混雑状態を呈する。

【本庁舎整備を行わない場合の混雑度の推計】



【大船方面】

○車両数：238 台追加
(うち大型車を 1 台追加)

【鎌倉・梶原、湘南江の島方面】

○車両数：226 台追加
(うち大型車を 0 台追加)

【本庁舎整備を行う場合の混雑度の推計】

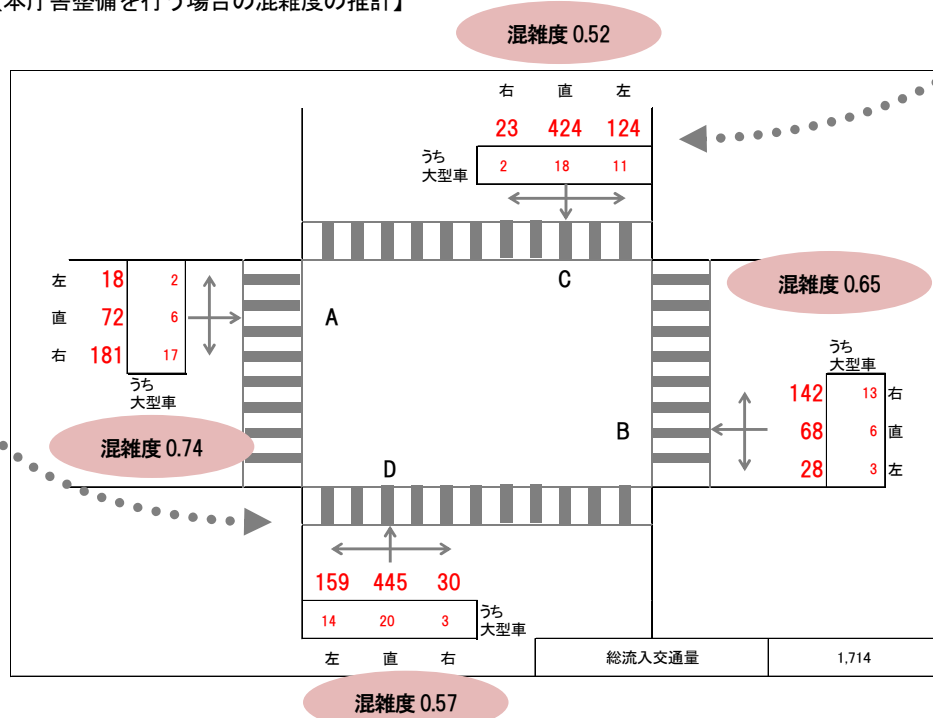


図 深沢小入口交差点における混雑度の推計

3) 本庁舎へのアクセス

本庁舎や村岡新駅（仮称）等の整備に伴う、来庁者や職員の本庁舎へのアクセスや安全性の確保の考え方や方向性を示します。

①湘南モノレールによる本庁舎へのアクセス

本庁舎の移転に伴い、来庁者及び職員の湘南モノレールの利用増加が想定できます。このうち、来庁者となる市民や事業者の来庁時間は、職員の通勤ピーク時と重ならないことが想定されます。このため、利活用方針の検討の際に、この考え方で湘南モノレールへの影響について、湘南モノレール株式会社が平成 28 年（2016 年）に実施した列車別各駅乗降人員調査を基に、通勤でモノレール利用が想定される職員数を通勤時間帯（7:30～8:30、17:15～18:15）のモノレールの乗客数に加算し、分析しました。

その結果、職員数を加算しても車両満員時の人数を下回る結果となりました。湘南深沢駅はすれ違い駅でもあり、ホームや改札口の混雑を避けるためにも職員の通勤に当たっては、乗車時間の分散化や路線バス利用の促進、時差出勤等によって職員の通勤による特定の時間帯への利用集中の回避等により、湘南モノレールにかかる負荷を軽減する取組を実施していくことが望ましいと考えられます。今後、湘南モノレール株式会社による湘南深沢駅のバリアフリー化やホームの改良などを踏まえて取組を進めていきます。

②路線バスによる本庁舎へのアクセス

深沢地域整備事業用地は、本庁舎に加えて総合体育館やグラウンドも整備される予定であり、市内各地域から市民が利用すると想定できます。現在の深沢地域整備事業用地への主な公共交通手段は、湘南モノレールですが、路線バスによる各地域からのアクセスなどを含めて、本庁舎への交通手段の適切な配分を促し、周辺道路や鉄道への想定以上の過度な負担を抑えつつ、市民の利便性を確保するため、本庁舎と各地域を結ぶ路線バスのネットワーク強化の検討等を進めます。

③村岡新駅（仮称）と深沢地区のネットワーク

神奈川県、藤沢市、本市により、JR 東海道本線の大船駅・藤沢駅間（藤沢市村岡地区）における新駅の設置を図り、新たな都市拠点（藤沢市村岡地区・鎌倉市深沢地区）の形成に寄与することを目的とし、「村岡新駅（仮称）設置協議会」が設置されました（平成 30 年（2018 年）12 月 27 日）。今後、村岡新駅（仮称）や村岡地区整備との連携を図りながら、村岡・深沢地区総合交通戦略（平成 28 年（2016 年）3 月湘南地区整備連絡協議会）における交通の戦略目標で示されているバス路線の新設や再編、湘南深沢駅の駅前広場の整備等により、村岡新駅（仮称）と深沢地区のネットワーク形成を図るなど、本庁舎への交通アクセスについて取り組みます。

④深沢地域整備事業における歩行者の安全性の確保

深沢地域整備事業の施行に当たっては、関係機関との十分な協議、調整を進め、歩道、公園の園路、街区間の歩道状空間等の活用により、安全で快適な歩行者ネットワークを構築します。

第6章 今後の進め方

6-1 市民との対話や意向の把握

基本構想の策定に当たり、公共施設再編計画 NEWS や広報かまくらを通じて、市民に本庁舎整備に向けた取組についての検討経緯を周知・説明をするとともに、アンケート調査や市民対話を通じて市民の想いの抽出を図りました。

第3章で基本理念として示した「新たな本庁舎のあるべき姿」の「市民のニーズや社会情勢の変化に応えるコンパクトな本庁舎」の実現に向けて、本庁舎整備に向けた取組について、引き続き、様々な手法を活用し、より多くの市民に検討経緯を丁寧に説明していくとともに、市民の意向把握を図りながら、検討を進めていきます。

第1回市民対話
：取組説明、現地見学



第2回市民対話
：「本庁舎のありたい姿」について
グループワーク



第3回市民対話
：「ありたい姿実現のために本庁舎に
導入したい機能」について全体で
意見交換



第4回市民対話（拡張ワークショップ）
：「新しい本庁舎で実現・追加を期待し
たいこと」について公募の参加者も
含めて意見交換



第5回市民対話
：これまでの成果の振り返り、本庁舎
のありたい姿などに参加者の想いが
込められているかについて全体で意
見交換

図 平成30年（2018年）度の市民対話の内容と会場の様子

6-2 整備の検討の進め方

1) 整備手法の比較

本庁舎等の整備手法は、従来の整備手法^{※25}に加えてPPP/PFI^{※26}が考えられますが、民間の資金やノウハウの活用、発注方式等についても幅広く検討し、その決定に当たっては、設計者や事業者等の選定の透明性・客観性の確保、事業遅延や事業費増加のリスク回避等を考慮し、総合的に効果が高い手法を選定するものとします。

※25 従来の設計手法：ここでは、設計、施工をそれぞれ個別に発注する整備手法

※26 PPP/PFI：Public Privat Partnershi及びPrivate Finance Initiativeの略。公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念及び手法

2) 整備スケジュール

本庁舎等の整備は、深沢地域整備事業（土地区画整理事業）との連携を図り、2028年度の開庁を目指します。

表 整備スケジュール（イメージ）

											(年度)
2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	
H30	H31 (今年度)	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39	H40	
基本構想 策定作業	基本計画 策定作業	基本 設計		募集 準備	事業者等 選定	事業者 設計・ 手続	事業者 工事			開庁 予定	

：事業手法（例：従来方式、PFI方式）などにより異なるため、関係する事業の進捗に併せて、今後、検討していきます。